
四街道市総合計画後期基本計画

目次

後期基本計画

1. 後期基本計画の位置づけ	1
2. 人口の見通し	1
3. 財政の見通し	2
4. 四街道未来創造プロジェクトⅡ	3
5. 後期基本計画の推進にあたって	15

分野別基本計画

基本目標1 だれもが健康でいきいき暮らせるまち

施策分野【子ども家庭支援、高齢者支援、障害者支援、地域福祉、健康づくり、社会保障】

施策1 子育て環境の整備・推進	18
施策2 子育て・家庭の支援	20
施策3 高齢者の生活支援	22
施策4 地域生活・社会参加の促進	24
施策5 障害者福祉サービスの充実	26
施策6 福祉のまちづくりの推進	28
施策7 健康づくりの推進	30
施策8 地域保健医療の充実	32
施策9 社会保障制度の充実	34

基本目標2 安全・安心を実現するまち

施策分野【防災・減災、消防・救急、防犯・交通安全・消費者保護】

施策10 防災・危機管理体制の強化	36
施策11 地域防災力の向上	38
施策12 防災都市基盤の強化	40
施策13 消防・救急の充実	42
施策14 身近な安全の強化	44

基本目標3 豊かな心を育み学ぶ喜びを実感できるまち

施策分野【子ども教育、生涯学習、文化・スポーツ】

施策15 幼児教育の充実	46
施策16 義務教育の充実	48
施策17 家庭・地域・学校の連携	50
施策18 青少年健全育成の推進	52

施策 19	生涯学習推進のための環境整備	54
施策 20	社会教育施設の整備	56
施策 21	文化の創造と歴史の継承	58
施策 22	スポーツ・レクリエーション環境の整備	60
基本目標 4 みどりと都市が調和したうるおいのあるまち		
施策分野【環境保全、循環型社会、住環境、生活基盤】		
施策 23	環境行政の推進	62
施策 24	良好な環境の維持・形成	64
施策 25	環境衛生対策の推進	66
施策 26	循環型社会の推進	68
施策 27	ごみの適正処理	70
施策 28	計画的な緑の整備	72
施策 29	良好な住宅・住環境の整備	74
施策 30	排水対策の推進	76
施策 31	下水道の整備・充実	78
施策 32	安定した水の供給	80
基本目標 5 にぎわいと活力にあふれるまち		
施策分野【道路・交通、市街地形成、産業・就業支援】		
施策 33	道路網の整備・拡充	82
施策 34	交通環境の整備	84
施策 35	公共交通サービスの充実	86
施策 36	市街地の計画的整備	88
施策 37	都市核等の計画的形成	90
施策 38	商工業の振興	92
施策 39	農林業の振興	94
基本目標 6 とともに創る将来に向けて持続可能なまち		
施策分野【みんなで地域づくり、シティセールス、行財政運営、共生社会】		
施策 40	みんなで地域づくりの推進	96
施策 41	コミュニティ活動基盤の整備	98
施策 42	シティセールスの推進	100
施策 43	計画的・効率的な行政運営の推進	102
施策 44	健全な財政運営の推進	104
施策 45	男女共同参画社会づくりの推進	106
施策 46	国際化への対応	108

1. 後期基本計画の位置づけ

後期基本計画は、基本構想で示した将来都市像「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」を実現するため、6つの基本目標、23の施策分野、46の施策、129の具体的な取り組みを体系的に定めるものです。

また、前期基本計画の子育て世代を中心とした若い世代の転入促進・定住促進の観点から特に先導的な役割を担う事業を設定した「四街道未来創造プロジェクト」を継承、発展していくプロジェクトとして、新たに地方創生の考え方や取り組みを加えた「四街道未来創造プロジェクトⅡ」を設定します。

この後期基本計画は、基本構想の計画期間である10か年のうち、後期の5か年を対象とする計画で、平成31年度を初年度とし、平成35年度を目標年度とします。

2. 人口の見通し

本市は、子育て支援や魅力的な住環境の整備を推進し、市内の良質な住宅地へ人口流入を図ることで、人口増加基調を維持してきました。

後期基本計画においても、前期基本計画の取り組みを継承し、引き続き人口増加基調を維持していくことをめざします。

目標年度である平成35年度末の人口及び世帯数は、基本構想で定めた以下の内容で設定します。

年 度	人 口	世 帯 数
平成35年度	93,000 人	37,400 世帯

(常住人口)

3. 財政の見通し

平成31年度から平成35年度(2023年度)までの本市の財政状況、見通しについては、以下のとおりです。

歳入面では、主要一般財源である市税が微増傾向、地方交付税が横ばい傾向で推移するほか、国・県支出金、市債及びその他(基金繰入金)の歳入は、普通建設事業等と連動して推移する見通しです。

歳出面では、人件費における職員数の減や退職者と新規採用による新陳代謝等により微減傾向、公債費は、すでに借り入れた市債の償還が順次終了することから減少傾向、扶助費は、高齢化に伴う対象年齢人口の増加により、増加傾向でそれぞれ推移する見通しです。

経常収支比率が高止まりし、厳しい財政運営の継続が予測されるなか、老朽化等に伴うクリーンセンターの建て替えや耐震性が不足する庁舎の再整備等、多額の費用が伴うこれらの事業については、将来負担の割合等も踏まえた対応を図っていきます。

また、歳入面における国・県支出金の確保、有利な市債の活用、歳出面における人件費などの義務的経費の削減や計画事業費の執行にあたっては、事業費のさらなる見直しを図るなど、今後も持続可能な財政運営に向けた取り組みを併せて推進していきます。

平成31年度～平成35年度(2023年度)の財政見通し (単位:百万円、%)

区 分		金 額	構 成 比
歳入	市 税	60,281	41.7
	地方交付税等	22,304	15.4
	国・県支出金	34,743	24.0
	市 債	15,019	10.4
	(うち臨時財政対策債)	5,000	3.5
	そ の 他	12,345	8.5
	計	144,692	100.0
歳出	計 画 事 業 費	110,407	76.3
	政 策 事 業 費	20,947	14.5
	そ の 他 事 業	89,460	61.8
	人 件 費	23,875	16.5
	公 債 費	10,410	7.2
	(うち臨時財政対策債償還費)	5,687	3.9
	計	144,692	100.0

※政策事業費 : 投資的経費(普通建設事業など)、新規事業にかかる経費等。

※歳入 その他 : 繰入金(目的をもって積み立てていたお金(基金)を取り崩したもの)や寄附金、繰越金等。

※歳出 その他事業 : 普通建設事業を除く、物件費、維持補修費など、経常的経費等。

※臨時財政対策債 : 地方交付税の振替措置として発行する市債であり、その元利償還額については後年度、全額交付税で補てんされるもの。

4. 四街道未来創造プロジェクトⅡ

本市は、将来都市像「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」の実現に向け、“住んでみたいまち”そして“いつまでも住み続けたいまち”として“選ばれる四街道市”となることをめざし、前期基本計画において、次代を担う子どもたちのために、活気あふれるまちとして未来につなぐ「四街道未来創造プロジェクト」を推進してきました。

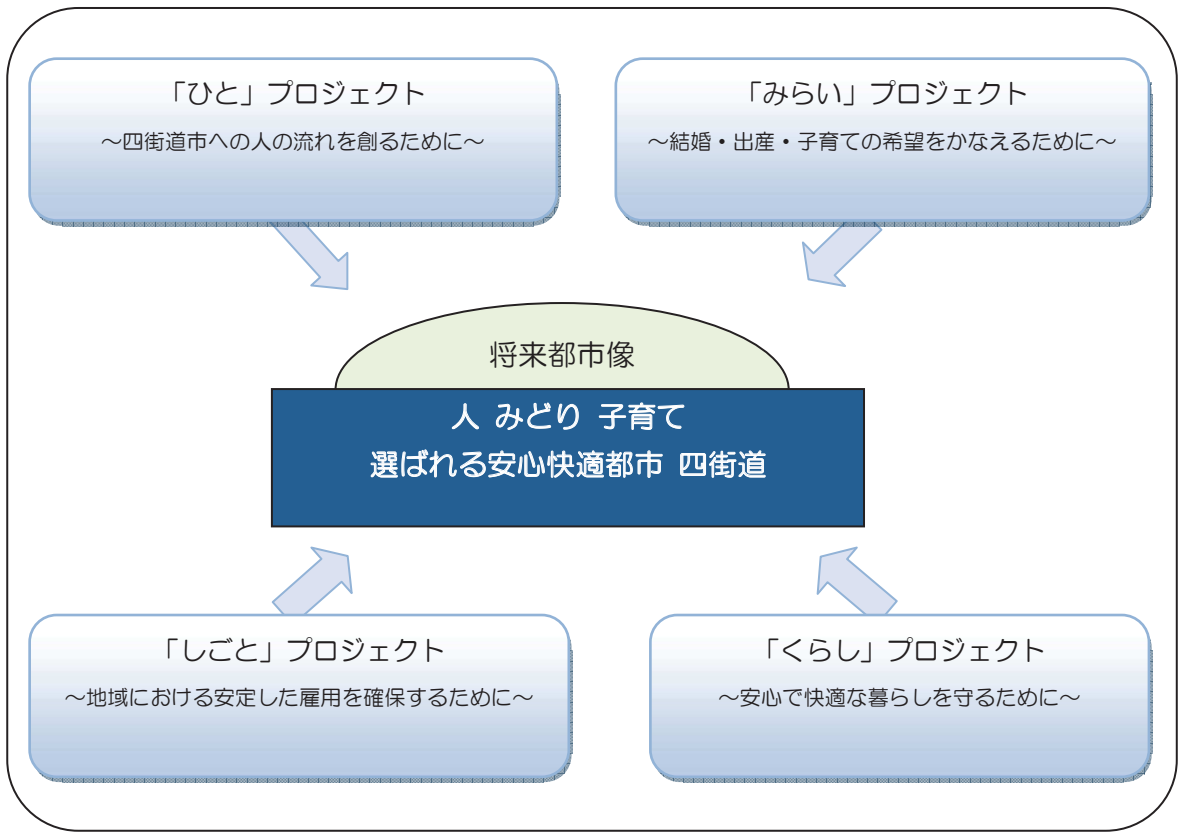
この間、国においては、人口減少の克服・地方創生を構造的な主要課題と捉え、「まち・ひと・しごと創生法」をはじめとする地方創生関連法を制定するとともに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、本市においても、法の趣旨等を勘案するとともに、地域の特性を活かしたまち・ひと・しごと創生を積極的かつ集中的に推進するため、4つの基本目標を設定した総合戦略を策定しました。

総合計画は、少子化・高齢化により将来的に見込まれる人口減少や人口構成の不均衡への対応を主要な目的の一つとし、持続可能で質の高いまちづくりを進めるための指針として策定したものであり、人口減少克服・地方創生を目的とする総合戦略の基本的な考え方と一致するものです。

本市において、人口減少の克服、持続可能な質の高いまちづくりを進めるためには、施策横断的、全庁的な取り組みが必要であり、総合戦略と一体となって進めることで、効果的な推進が図れるため、「四街道未来創造プロジェクトⅡ」では、総合戦略の基本目標の考え方を踏まえ、以下の4つのプロジェクトを設定し、重点的に推進するものとします。

なお、前期基本計画における「四街道未来創造プロジェクト」を継承、発展していくため、後期基本計画では「四街道未来創造プロジェクトⅡ」として、子育て世代を中心とした若い世代の転入促進・定住促進の観点から特に先導的な役割を担う事業に、地方創生で取り組む事業を加えた構成とします。

- 「ひと」プロジェクト～四街道市への人の流れを創るために～
- 「みらい」プロジェクト～結婚・出産・子育ての希望をかなえるために～
- 「しごと」プロジェクト～地域における安定した雇用を確保するために～
- 「くらし」プロジェクト～安心で快適な暮らしを守るために～



「ひと」プロジェクト ～四街道市への人の流れを創るために～

《プロジェクトの背景と方向性》

本市は、首都圏から40 km圏内に位置し、居住地としての魅力・優位性を有していますが、首都圏における認知度は低い傾向にあります。市内外の人の関心を高め、市の認知度の向上を図るため、市の魅力を効果的に発信するとともに、本市に関心を持ち、訪問したくなる事業を推進することにより本市に人の流れを創る取り組みが必要です。

地域の魅力を高める活動を通じた新たな魅力の創出を支援するとともに、本市から転出された方が、いずれはふるさと四街道に戻りたいという思いに寄り添う取り組みを推進することで、本市への人の流れを創り、本市の交流人口の増加、そして子育て世代を中心とした若い世代の転入と定住人口の増加を図っていきます。

《プロジェクト推進事業》

シティセールス推進事業

シティセールス戦略に基づき、市内外の人の関心を高め、市の認知度の向上を図り、市の魅力を効果的に発信していきます。

ドラマチック四街道推進事業

本市で暮らす市民の日常やまちの姿など未来に向けて残していきたい暮らしにスポットを当て、さまざまな手法や媒体を活用して、多くの市民とともに市の魅力を発信していきます。

みんなで地域づくりセンター運営事業

地域づくりの総合的な調整・助言を行うコーディネーターをみんなで地域づくりセンターに配置し、市民活動の連携促進や活動のPR等を行い、市民活動を支援することで、新たな魅力創出につなげます。

コラボ四街道事業

地域づくり活動を行う市民団体が、地域づくりや地域課題の解決を図るための事業を提案し、自主的に、または市と協力して事業を実施します。また、継続的、自立的な市民活動につなげていくための団体育成、人材育成を図ります。

ふるさと回帰促進事業

若い世代の移住・定住への促進を図るため、市内の小中学校出身者のUターンやふるさと回帰につながる市民活動に対して支援します。

観光支援事業

本市の魅力的な地域資源を旅行商品や体験プログラムとしてパッケージ化するなど、交流人口の増加を図る取り組みを推進します。また、近隣市町と広域的に連携しながら、交流・移住を図る取り組みを推進します。

ふるさと応援推進事業

ふるさと寄附に対する返礼品を通じて、市の魅力ある特産品をPRするとともに、交流人口の増加につながる体験等の返礼品を企画し、市の認知度向上を図るほかに、愛着を持っていただけるよう取り組みます。

ニューツーリズム事業

健康維持等にもつながるウェルネスツーリズムの視点を取り入れながら、本市の地域資源である豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズムを市民団体等と連携して推進します。また、ツーリズムの拠点や市民団体の活動拠点、コミュニティづくりの場となる拠点整備に向けた取り組みを支援します。

公共用地等利活用事業

地域の交流拠点や交流人口の増加を図るため、既存の公園等の公共施設や公共用地などについて、民間活力を導入した地域の魅力を高める取り組みを推進します。

《プロジェクトの背景と方向性》

本市の合計特殊出生率は、平成 29 年に国・県の平均を上回る 1.45 まで上昇したものの、人口減少に歯止めのかかる水準には達していないことから、若い世代が希望どおりに結婚、出産し、安心して子どもを育てられる環境を整えていくことが必要です。

多様化する子育てに関するニーズに的確に対応し、子育て世代の希望に寄り添った教育や保育など、子育て環境を向上させていくことで、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、子育て世代を中心とした若い世代の転入と定住促進の増加を図っていきます。

《プロジェクト推進事業》

結婚新生活応援事業

若い世代の転入や定住促進につなげるため、転入された方や結婚する二人の思い出に残るような記念フォトブースを設置するほか、結婚を機に、新生活を本市ではじめる若い世代を支援します。

子ども・子育て施策推進事業

「子ども・子育て会議」などを通じて、子どもが関わるさまざまな関係機関や団体との情報共有を図るほか、子どもや子育てに関する情報の集約化を検討します。また、市内事業所の協力を得ておむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」を設置し、地域における子育て環境の充実に努めます。

子育て情報提供事業

本市の子育て支援と教育分野の情報を市内外に広く周知するため、各施策をまとめたウェブサイトを作成し、子育て世代に分かりやすい情報発信を行います。

保育施設整備事業

待機児童の状況と人口の推移を確認しながら、保育施設の整備を検討するとともに、企業主導型保育事業や幼稚園による預かり保育を活用するなど、保育の受け皿を確保します。

病児・病後児保育事業

保護者の就労などにより日中家庭での保育が困難な、病気や病気の回復期の子どもを市内の医療機関で一時的に保育します。

こどもルーム運営事業

就労などにより日中保護者がいない家庭の小学校児童を対象に、放課後や学校休業日に

おける居場所づくりとして、遊びや生活の場を提供するこどもルーム（学童保育）を運営します。

子ども医療対策事業

中学校3年生までの児童にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を助成することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

小中一貫教育推進事業

義務教育9年間を一体的に捉え、子どもの学力向上、豊かな心の育成、基本的生活習慣の確立が図れるよう、小中一貫教育を推進します。

少人数学級推進事業

小学校に少人数学級推進教員を配置し、児童一人ひとりの実態に応じたきめ細かい指導の充実を図ります。

外国語教育推進事業

小中学校に外国語指導助手を派遣し、充実した授業が展開されるよう支援します。また、中学校卒業までに一定程度の英語力を育成するため、英検（実用英語技能検定）の受験料を支援します。

教育相談体制支援事業

不登校やいじめ、非行など、子どもと保護者をサポートする「教育サポート室」の機能を活かした相談支援体制を推進します。また、スクールカウンセラーなどによる相談体制を充実します。

外国人市民コミュニケーション支援事業

外国にルーツをもつ児童生徒に対する言語・文化等の相違への対応など、教育現場のコミュニケーション力の育成と児童生徒の包括的な支援を図るため、大学等と連携し、協働により取り組みます。

「しごと」プロジェクト ～地域における安定した雇用を確保するために～

《プロジェクトの背景と方向性》

本市が今後も持続的なまちづくりを推進するにあたっては、本市で働き、“住み続けたいまち”として選ばれるための取り組みも重要です。地域における安定した雇用を確保するためには、雇用・就労環境の充実や創業等への支援を図るとともに、企業等の業績を伸ばす取り組みも有効です。さらに、地域経済の活性化を図るため、商工業や農業等への一層の支援や、商店の活性化を図る中心市街地等のにぎわいを創出することで、働く場の創出につなげます。

《プロジェクト推進事業》**中心市街地等活性化事業**

空き店舗等の活用促進、地域活性化イベント等の支援などにより、中心市街地の活性化を図ります。また、本市における創業を促進するため、コワーキングスペース等の環境整備に向けた取り組みを推進するとともに、商工会等と連携してセミナーを開催するなど創業支援に取り組みます。

企業誘致事業

企業誘致の促進に向けて、金融機関等と連携して企業誘致が可能な土地の情報収集を行います。また、地域を特定し（国道51号沿い）、進出企業に対する固定資産税減免、緑地制限緩和など優遇措置となりうる制度を研究します。

オープンデータ推進事業

創業がしやすい環境整備として、民間企業などが有効に活用できるよう行政が保有するデータを、加工・分析に適したオープンデータとして提供します。

農業活性化事業

新規就農者に対し、農業経営安定に向けた生活支援を行うとともに、営農指導等ができる人材を確保し、（仮称）農業指導人材バンクを創設します。また、効率的で安定した農業経営を促進するため、農地バンクを活用して、担い手への農地集約を行うことで、遊休農地の解消に努めます。

農産物生産等支援育成事業

農業に対する理解を深め、地場製品のPRや地産地消を推進するため、認定農業者の協力を得て、市民を対象に市内で栽培した農産物の収穫体験講座を実施します。

労働行政事業

千葉県やハローワーク、ジョブカフェちば等との連携を図り、就労支援のためのセミナーの開催や労働関係等の情報提供を行います。

シルバー人材センター支援事業

高齢者の臨時的・短期的就業機会の確保・提供を行っているシルバー人材センターに対し、その組織及び活動を支援することで高齢者の仕事の創出を支援します。

障害福祉啓発推進事業

精神保健の推進に加え、障害福祉全般についての理解促進を深める市民向けの活動を実施し、障害者が就労や社会参加しやすい環境づくりに努めます。

「暮らし」プロジェクト ～安心で快適な暮らしを守るために～

《プロジェクトの背景と方向性》

生活にうるおいとやすらぎをもたらす豊かな自然環境は本市の大きな魅力の一つとなっています。これら貴重な財産を守り、育て、次世代に引き継いでいくことは、みどり豊かな住宅都市である本市の住環境の質を高めることにつながります。

自然環境と都市機能の調和を基本とした魅力的な住環境を創造し、心身ともに健康で誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

《プロジェクト推進事業》

健康づくり事業

ライフステージに応じた健康づくりのための事業を推進します。特定健康診査及び特定保健指導を実施するとともに、生活習慣の改善が必要な人に対して、生活習慣病のリスクに応じた効果的な支援を行います。また、かかりつけ医と連携し、糖尿病が重症化するリスクの高い人などへの継続的な支援を推進します。

地域包括支援センター運営事業

地域住民の保健・福祉・医療の向上を包括的に支援する中核拠点である地域包括支援センターを運営し、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業を行います。また、センターの機能強化により、団塊の世代の高齢者問題等に対処します。

緑化推進事業

市民の緑化に対する意識を高め、住宅地等の緑化を推進します。また、市民、事業者、行政が連携し、緑の拠点づくりを進め、公園、市民の森等と、市内に広がる緑地、里山、谷津田などをつなぐ、緑のネットワーク形成に努めます。

住生活基本計画推進事業

「住生活基本計画」に基づき、市民の豊かな住生活の実現を目指し、バランスの良い住宅政策を総合的かつ計画的に推進します。

空家等対策事業

「空家等対策計画」に基づき、空家等の効果的な対策を推進することにより、地域における居住環境の向上を図ります。また、空き家バンク事業等により、空家の有効活用に努めます。

三世代同居・近居支援事業

介護、子育てなど親世帯と子世帯がお互いに協力できる環境づくりを促進するため、同居・近居等への支援を行うことで、住環境の向上と子育て世代を中心とした若い世代の定住促進を図ります。

都市計画道路整備事業

都市計画道路3・3・1号山梨臼井線及び都市計画道路3・4・7号南波佐間内黒田線の整備を進めることで、市街地間の結節性の向上や利便性の向上を図ります。

交通計画推進事業

公共交通の利便性の確保及び交通環境の向上を図るため、「地域公共交通会議」において、地域の実情やニーズにあった地域公共交通について協議・検討します。また、交通事業者、関係機関と調整し、市内公共交通の維持・充実及び利用促進を図ります。

ファシリティマネジメント推進事業

市の全てのファシリティ（土地・施設・設備とその環境）の利活用と効率的な維持管理をファシリティマネジメントの手法により、総合的かつ戦略的に推進します。

広域行政事務推進事業

広域的な観点から取り組むべき行政事務等について、関係自治体等における事務の共同処理や自治体間の連携・協議を行います。また、地域が抱える地域課題の解決に向け、企業や大学等と連携し、協働による取り組みを推進します。

自主防災組織育成事業

自主防災組織の発足を促進し、自主防災組織が行う防災資器材の購入や防災訓練等の活動を支援します。

防犯対策事業

地域防犯力の向上を図るため、防犯ボックスを拠点として、地域住民、行政、警察、関係団体等が一体となり、効果的な防犯活動を推進するとともに、防犯カメラを効果的に運用した犯罪の抑止、早期解決、再発防止に努めます。また、自治組織が行う地域防犯活動への支援、情報提供を行います。

四街道未来創造プロジェクトⅡ 事業一覧

プロジェクト名	事業名 (★の事業は、新規または新たな取り組みを含む事業)	施策No. 具体的取り組みNo.
<p>「ひと」プロジェクト ～四街道市への人の流れを創るために～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シティセールス推進事業 ・ドラマチック四街道推進事業 ・みんなで地域づくりセンター運営事業 ・コラボ四街道事業 ★ふるさと回帰促進事業 ・観光支援事業 ・ふるさと応援推進事業 ★ニューツーリズム事業 ★公共用地等利活用事業 	<p>施策 42(1) 施策 42(1) 施策 40(1) 施策 40(1) 施策 42(1) 施策 41(3) 施策 38(1) 施策 42(2) 施策 38(1) 施策 41(3) 施策 42(2) 施策 38(1) 施策 28(2) 施策 38(1) 施策 44(3)</p>
<p>「みらい」プロジェクト ～結婚・出産・子育ての希望をかなえるために～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★結婚新生活応援事業 ★子ども・子育て施策推進事業 ★子育て情報提供事業 ・保育施設整備事業 ・病児・病後児保育事業 ・こどもルーム運営事業 ・子ども医療対策事業 ・小中一貫教育推進事業 ・少人数学級推進事業 ・外国語教育推進事業 ・教育相談体制支援事業 ★外国人市民コミュニケーション支援事業 	<p>施策 2(2) 施策 1(3) 施策 2(1) 施策 1(3) 施策 42(2) 施策 1(2) 施策 1(2) 施策 1(2) 施策 2(2) 施策 16(1) 施策 16(2) 施策 16(1) 施策 16(3) 施策 16(1) 施策 16(2) 施策 16(3) 施策 16(3) 施策 46(1)</p>
<p>「しごと」プロジェクト ～地域における安定した雇用を確保するために～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★中心市街地等活性化事業 ★企業誘致事業 ★オープンデータ推進事業 ★農業活性化事業 ・農産物生産等支援育成事業 ・労働行政事業 ・シルバー人材センター支援事業 ★障害福祉啓発推進事業 	<p>施策 38(1) 施策 38(3) 施策 38(3) 施策 38(3) 施策 43(4) 施策 39(1) 施策 39(2) 施策 39(2) 施策 39(3) 施策 4(2) 施策 38(4) 施策 4(2) 施策 5(2) 施策 5(3)</p>

プロジェクト名	事業名 (★の事業は、新規または新たな取り組みを含む事業)	施策No. 具体的取り組みNo.
<p>「くらし」 プロジェクト ～安心して快適な暮らしを守るために～</p>	<p>★健康づくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営事業 ・緑化推進事業 ・住生活基本計画推進事業 <p>★空家等対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三世代同居・近居支援事業 ・都市計画道路整備事業 ・交通計画推進事業 ・ファシリティマネジメント推進事業 ・広域行政事務推進事業 ・自主防災組織育成事業 <p>★防犯対策事業</p>	<p>施策 7(1) 施策 7(2) 施策 9(2)</p> <p>施策 4(1)</p> <p>施策 28(1)</p> <p>施策 29(1)</p> <p>施策 29(1)</p> <p>施策 29(1)</p> <p>施策 12(2) 施策 33(2)</p> <p>施策 35(1) 施策 35(2)</p> <p>施策 44(3)</p> <p>施策 43(5)</p> <p>施策 11(2)</p> <p>施策 14(1)</p>

5. 後期基本計画の推進にあたって

基本構想に掲げる将来都市像「人 みどり 子育て選ばれる安心快適都市 四街道」の実現に向け、後期基本計画を効果的かつ着実に推進するため、次の取り組み方針に基づき、計画を推進していくものとします。

【取組方針】

(1) 後期基本計画の推進に向けた基本的な考え方

本市では、これまで培ってきた、市民が主体的に市政に参加・協働する「みんなで地域づくり」のしくみのもと、「みんなが主役のまちづくり」を基本理念としてさまざまな取り組みを進めています。

前期基本計画では、各施策をより効果的に推進していくためには、行政のみならず、市民一人ひとり、地域の区・自治会、そして市内に立地する事業所など、さまざまな主体の取り組みと、相互の連携や協働によるまちづくりが必要であるという考え方から、前期基本計画の計画期間内において、市内郵便局との包括連携に関する協定のほか、多くの分野で事業所との連携、協働の取り組みを進めてきたところです。

後期基本計画においては、前期基本計画同様、さまざまな主体と連携、協働の取り組みを維持・推進するとともに、さらなる深化をめざした取り組みが必要です。このため、分野別基本計画の各施策において、自助・共助・公助の視点から、市民、地域、事業所の、それぞれの活動の目安として期待される役割を示しています。

「市民」の役割＝自助、「地域」「事業所」の役割＝共助、施策の「具体的な取り組み」＝公助になります。

後期基本計画の主な実施主体である行政と、市民、地域、事業所が、施策ごとのそれぞれの役割を果たしていくことで、「みんなが主役のまちづくり」をさらに進めていくものとします。

(2) 予算・計画進行管理・評価の関連づけの強化

基本構想に掲げられた6つの基本目標を達成するためには、46の施策の着実な推進が重要となります。後期基本計画の計画的な推進と施策・事業の実効性を確保するため、計画と評価、予算の連携の強化による「PDCA サイクル（計画（Plan） - 実施（Do） - 評価（Check） - 改善（Action）」の確立を図るとともに、施策指標による達成度評価など適正な進行管理に努めます。

(3) 庁内推進体制

後期基本計画の推進にあたっては、すでに庁内に設置している「総合計画推進本部」のもと、庁内での目標と情報の共有を図り、全庁的な事業展開を進めるとともに、着実な推進に向けた進行管理を行います。

なお、「四街道未来創造プロジェクトⅡ」の取り組みをより効果的に推進することを目的とした専門部会を設置します。

(4) 計画推進状況の公表

後期基本計画の進捗状況については、透明性を確保するため、市ホームページなどの情報媒体による公表に努めます。

分野別基本計画

1
子育て環境の整備・推進

施策分野【子ども家庭支援】

施策 1 子育て環境の整備・推進

現況と課題

- ・ 一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざし、「子ども・子育て支援法」が制定されました。それに伴い、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。
- ・ 保育施設の整備により、保育所の待機児童数は減少しているものの、保育ニーズは増加傾向にあります。今後は、幼稚園及び認定こども園における一時預かりの充実や企業主導型保育事業の推進などによる保育の受け皿の確保も重要です。
- ・ 地域における子育て親子の交流、子育てなどの悩みを相談する場となる地域子育て支援拠点（子育て支援センター）や、地域での相互援助活動となるファミリー・サポート・センターでは、広域連携として千葉市、市原市との相互利用を開始しています。
- ・ 子育てに関する情報は、子育て世代のみならず、子育て支援に参加したい市民が情報を得やすくしていくことが必要です。

基本方針

- 仕事と子育ての両立のため、保育サービスと地域における子育て環境の充実に努めます。
- 子育て支援のために、継続的なサービスの提供と一元的な情報提供を進めます。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
待機児童数	保育所等の待機児童数	2人	0人

具体的な取り組み

(1) 子ども・子育て支援事業計画の推進

- ・ 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、行政と地域住民が一体となった妊娠期からの子育て支援体制の確立をめざします。

(2) 保育サービスの充実

- ・ 多様化する保育ニーズに対応するため、一時保育、病児・病後児保育など、各種保育サービスの充実に努めます。また、幼稚園等の一時預かりの活用や企業主導型保育の推進を図ります。
- ・ 放課後の児童の安全な居場所を確保するため、既存のこどもルーム(学童保育)の充実に努めます。

(3) 地域における子育て環境の充実

- ・ 児童の健全育成に向けた児童センターの機能の充実に努めます。また、地域などが行う、子ども同士や世代間交流となる活動を推進し、魅力的な子どもの遊び場の充実に努めます。
- ・ 市内事業所の協力を得て、赤ちゃんのおむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」を設置するなど、地域における子育て環境の充実に努めます。
- ・ 身近な地域で育児支援を行う地域子育て支援拠点において、子育て中の保護者の交流の場を提供します。
- ・ 地域での相互援助活動となるファミリー・サポート・センターを周知するとともに、活動の充実に努めます。
- ・ 子育て支援と教育分野に関する情報を広く周知するため、各施策をまとめたウェブサイトを作成し、子育て世代の支援を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
子ども・子育て支援事業計画推進事業	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、総合的に子ども・子育て支援に関する施策を推進します。	子育て支援課
病児・病後児保育事業	病気や病後回復期の子どもを、市内の医療機関で一時的に保育します。	保育課
子ども・子育て施策推進事業	市内事業所の協力を得て、おむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」を設置し、地域における子育て環境の充実に努めます。	子育て支援課

期待される役割

市民	自ら子育てについて学び考え、自覚と責任を持って子育てを行う。子どもの安全のため、地域の危険箇所や危険情報を把握する。
地域	子育てに対する理解と関心を深め、地域での子育て支援に取り組む。子どもとのコミュニケーションを図る。子どもの安全のため、地域の危険箇所や危険情報を把握し、市と共有する。
事業所	子育てと仕事の両立が可能となるよう雇用環境の整備に取り組む。「赤ちゃんの駅」の設置に協力する。

施策分野【子ども家庭支援】

施策 2 子育て・家庭の支援

現況と課題

- ・ 核家族化の進行や地域でのつながりが希薄になったことなどから、子育てに関する悩みや不安を抱える家庭が増加しています。また、子どもや家庭に関わる問題は複雑多岐にわたる傾向があり、適切な対応が必要です。
- ・ 児童のいる世帯のうち、ひとり親家庭の割合は、増加傾向にあります。経済的支援のほか、自立に向けての就業支援など、引き続きひとり親家庭の生活の安定に向けた支援が必要です。
- ・ 家庭内におけるさまざまな問題に対応するため、本市では相談を利用しやすい体制づくりに取り組んでいます。今後もきめ細かな対応が可能となるよう、さらなる相談支援体制の充実が必要です。
- ・ 少子化の進行は、さまざまな要因が複雑に絡み合っており、未婚化・晩婚化の進行も一因となっています。このため、結婚を希望しながら経済的な理由で結婚に踏み切れない若者もいることから、若い世代への新生活を支援する取り組みが必要です。また、子育てに関する経済的負担も少子化の一因であることから、その軽減が必要です。
- ・ DVや児童虐待に対する市民の意識や理解は、徐々に浸透しつつあります。しかし、相談件数や通告件数は増加傾向にあることから、より一層の相談支援体制の強化やDV・児童虐待に向けた市民へのさらなる啓発活動が必要です。

基本方針

- ひとり親家庭や問題を抱える家庭の生活安定のため、相談支援体制の充実や経済的負担の軽減、自立に向けた支援等を推進します。
- 若い世代の結婚、子育て世代の転入・定住を促進し、多様なニーズに対応するサービスの充実を図ります。
- DVや児童虐待から市民の生命と人権が守られるよう、相談・通告への対応強化や保護、自立支援の各段階に応じた切れ目のない支援を推進します。

具体的な取り組み

(1) 子育て支援サービスの充実

- ・ 子育て世帯への支援やニーズを踏まえた効果的なサービスの充実を図ります。
- ・ 家庭内におけるさまざまな相談に対応するため、相談援助者の専門性を高め、相談支援体制の充実を図ります。

(2) 経済的負担の軽減

- ・ 結婚を機に、本市で新生活を始める若い世代を対象に、新生活にかかる費用の一部を支援します。
- ・ 子育て世帯に対する経済的負担の軽減を図るため、児童手当支給や子ども医療費助成などを行います。
- ・ ひとり親家庭に対する支援として、医療費等の助成などを行います。また、ひとり親家庭の自立を支援するため、ひとり親家庭の職業訓練などにかかる給付や就業支援体制の充実を図ります。

(3) DV・児童虐待防止対策の推進

- ・ 配偶者等からの暴力や児童虐待を早期に発見し、迅速に対応できる体制づくりを推進します。
- ・ 「四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会（通称：キョウガイ C A N P Y）」の連携を強化するとともに、DV・児童虐待防止の啓発に努めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
ひとり親家庭等支援事業	経済的支援、就業支援などを行い、自立を支援します。	子育て支援課
子ども医療対策事業	中学校3年生までの児童にかかる医療費（保険診療の自己負担分）を支援します。	子育て支援課
児童虐待防止・DV被害者支援事業	協議会の開催や被害者の安全確保のための保護を行います。	子育て支援課

期待される役割

市民	家庭において、子どもや配偶者等の人権を尊重する。
地域	子どもは地域で見守るとの意識で、悩みや問題を抱える保護者に必要に応じ手を差し伸べる。
事業所	多様な子育て家庭を理解し、仕事と家庭との両立が可能な職場環境の整備に配慮していく。

3 高齢者の生活支援

施策分野【高齢者支援】

施策3 高齢者の生活支援

現況と課題

- ・ 高齢化の進行とともに、単身高齢者世帯や要支援・要介護認定者も増加しており、多様化する高齢者ニーズへの対応が必要です。
- ・ 介護や支援を必要とする高齢者世帯の増加が見込まれることから、住み慣れた地域で自立して生活できるよう、介護予防に向けた取り組みが必要です。また、介護者の社会的孤立や精神的負担の軽減が必要です。
- ・ 認知症高齢者の増加が見込まれるなか、認知症は生活習慣の見直しや早期治療により、発症の予防や進行を遅らせることが判明してきました。そのため、予防方法や進行を遅らせる対応方法についての啓発を行い、認知症予防につなげる取り組みが必要です。
- ・ 介護保険サービスの対象とならない高齢者にも地域で自立した生活を送るためのサービスが必要です。
- ・ 介護保険については、居宅サービスの充実と地域密着型サービス等の施設整備が進んでいます。しかし、施設サービスの不足が懸念されることから、将来の需要を見込んだ計画的な整備が必要です。

基本方針

- 高齢者が地域で自立した生活を維持・継続できるよう、高齢者やその家族の状況に合わせた高齢者福祉サービスを提供します。

具体的な取り組み

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

- 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、住み慣れた地域で生活できるよう高齢者福祉を総合的・計画的に推進します。

(2) 高齢者への日常生活支援

- 介護予防についての普及・啓発に努めます。また、地域住民主体で行う介護予防活動を支援します。
- 介護者の社会的孤立や精神的負担を軽減するため、「介護者のつどい」の定期開催を支援します。
- 地域包括支援センターと在宅医療・介護連携支援センターが連携するなど、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築します。
- 介護保険サービスとの整合性を図りながら、在宅福祉サービスを推進します。
- 認知症に関する知識や認知症の予防について周知・啓発します。また、介護者への支援として、認知症サポーターの養成に加え、ステップアップ講座を開催するほか、精神的負担軽減のための悩み相談や情報交換ができる場を提供します。

(3) 介護保険サービスの充実

- 利用者のニーズに合った介護保険サービスを提供するため、介護保険制度の円滑な運営に努めます。
- 各種居宅サービスの供給基盤の整備を促進し、必要量の確保に努めます。
- 将来の需要人口を見込み、地域密着型サービスと施設サービスの提供体制を整備します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進事業	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉を総合的、計画的に推進します。	高齢者支援課
高齢者在宅生活支援事業	緊急通報システムの設置や介護用品の給付等を行います。	高齢者支援課
地域密着型サービス事業者指定等事業	市民のみを対象とする地域密着型サービス事業所の整備を促進します。	高齢者支援課

期待される役割

市民	積極的に介護予防に取り組む。 高齢者の身体面、心理面の特徴を理解し、自立、自助に向けた支援に協力する。
地域	地域全体で介護予防に取り組む。 高齢者が自立した生活を送るための支援に協力する。
事業所	仕事と介護の両立支援に取り組む。

4
地域生活・社会参加の促進

施策分野【高齢者支援】

施策4 地域生活・社会参加の促進

現況と課題

- ・ 高齢者福祉の中核である地域包括支援センターは、高齢化の進行とともに果たすべき役割が多様化、複雑化しています。今後のさらなる高齢者の増加に備え、センターの機能強化や「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みが必要です。
- ・ 高齢化が進むなか、高齢者が生きがいをもってさまざまな場面で参画できるまちづくりが必要です。住み慣れた地域をよりよいものとしていくためには、高齢者一人ひとりが地域の中で活動できるよう、交流の場や学習の機会を拡充することが重要です。
- ・ 定年退職直後の市民は就労を希望する割合も高いことから、地域の課題解決につながる事業の立ち上げへの支援や就業の場に向けた取り組みが必要です。

基本方針

- 住み慣れた地域で尊厳のある生活を可能な限り継続できるよう、地域包括ケア体制の整備・充実を推進します。
- 高齢者一人ひとりが、それぞれの生活の質の向上を実感できるよう、学び・働き・活動する機会を創出し、生きがいづくりを推進します。

具体的な取り組み

(1) 地域包括ケア体制の整備・充実

- ・ 地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域の課題や目標を関係機関等と共有し、相互に連携した効果的な取り組みにつながるよう努めます。
- ・ 地域包括支援センターを中心として、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みのさらなる強化を図ります。

(2) 高齢者の生きがいの創造

- ・ 高齢者の能力を活かした就業の場を確保するため、シルバー人材センターの活動の充実に向けた支援を行います。
- ・ 高齢者の社会参加を積極的に促進するための啓発、情報提供、能力の活用、人材育成の推進を図ります。
- ・ シニアクラブ活動の運営やその活動の充実に向けた支援を行います。
- ・ 高齢者が気軽に集い楽しめる場として、地域住民が設置するシニア憩いの里の運営を支援します。
- ・ 地域の事業者と連携して、働きたいシニア向けの説明会等を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
地域包括支援センター運営事業	介護予防ケアマネジメントなど高齢者への総合的支援を行うセンターを運営します。	高齢者支援課
シルバー人材センター支援事業	高齢者の就業の場を提供するシルバー人材センターへの支援を行います。	福祉政策課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
シルバー人材センターの就業延人数	シルバー人材センターの就業延人数	59,288 人	65,250 人

期待される役割

市民	地域で仲間をつくり、生きがいを見つける。 多世代交流等の場に参加し、周囲へ広めていく。
地域	高齢者が集まり、交流できる場をつくり、誘い合って仲間を増やす。
事業所	高齢者の就労機会を提供する。

5 障害者福祉サービスの充実

施策分野【障害者支援】

施策5 障害者福祉サービスの充実

現況と課題

- ・ 障害に関わる手帳所持者数は年々緩やかに増加しています。本市では、障害の種類等に応じた支援を行うため、相談体制の拡充を図っています。障害のある人の健康で自立した暮らしの実現のために、今後も、個々の状況に合わせた障害福祉サービスの提供が必要です。
- ・ 児童デイサービスセンターくれよんでは、心身の発達に心配のある就学前児童に対し、発達に応じた療育指導を行っています。障害のある子どもとない子どもが地域の中でともに育っていけるよう、幼少期からともに学び、ともに育つ環境づくりを進めることが重要です。
- ・ 障害のある人が地域で安心した生活を送るためには、市民の理解が不可欠となることから、障害に対する理解を深めるための啓発を行い、障害のある人の生活を地域全体で支える体制を整備する必要があります。

基本方針

- 障害のある人が地域において安心して生活できるよう、障害の特性に合わせた支援サービスの充実を図ります。
- 心身の発達に支援を必要とする児童が豊かに成長するよう、集団生活への適応訓練などを行う児童デイサービスセンターくれよんの充実を図ります。

具体的な取り組み

(1) 障害者基本計画の推進

- 「障害者基本計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に基づき、一人ひとりのニーズや特性に応じた障害者施策を推進します。

(2) 障害のある人への日常生活支援

- 障害のある人やその家族が、必要なサービスを選択・利用しながら自立と社会参加を実現できるよう、必要な情報提供や相談体制を充実します。
- 障害のある人それぞれの状況に応じた障害福祉サービスを適切に利用できるよう、効果的なケアマネジメントの充実を図ります。
- 児童デイサービスセンターくれよんにおいて、日常生活における基本的動作の指導や集団生活の適応訓練などを行い、児童の発達に応じた療育指導による豊かな成長を支援します。また、関係機関相互と連携を強化し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

(3) 障害のある人の社会参加促進

- 障害のある人への理解促進を図るための講演会などを開催します。
- 関係機関との連携を図りながら、障害のある人の自立や社会参加への支援に努めます。
- 視覚障害者の同行援護の利用など、外出支援を充実します。また、手話奉仕員養成講座を開催するなど、障害の理解を深める取り組みを推進します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
障害者基本計画等推進事業	「障害者基本計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に基づき、障害者施策を推進します。	障害者支援課
児童発達支援事業	「くれよん」において、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	障害者支援課（児童デイサービスセンター）
障害福祉啓発推進事業	市民向けの講演会などを開催し、障害福祉の理解促進を図ります。	障害者支援課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
「くれよん」の利用延人数	毎年度の利用延人数	2,433 人/年	2,622 人/年

期待される役割

市民	障害のある人を正しく理解し、支援に協力する。 障害のある人を正しく理解し、ノーマライゼーションを実践する。
地域	地域イベントへ障害のある人が参加しやすくなるよう工夫する。
事業所	障害のある人の一般就労の場を提供する。 障害のある人を正しく理解し、ノーマライゼーションを実践する。

6 福祉のまちづくりの推進

施策分野【地域福祉】

施策6 福祉のまちづくりの推進

現況と課題

- ・ 少子高齢化の進行に伴い、身近な地域でともに助け合い、支え合う仕組みづくりが必要です。
- ・ 地域におけるボランティア活動において、参加する市民の固定化や高齢化が進行しています。活動に参加を希望する市民が気軽に参加できる機会を増やし、地域における共助の活性化を図る必要があります。
- ・ 高齢者や障害者の権利を守る成年後見制度や日常生活自立支援は、認知度が低く制度の利用につながっていません。このため、福祉に関する情報提供を充実し、福祉活動の活性化に結びつけることが必要です。
- ・ 本市には充実した福祉活動を行うための拠点として、総合福祉センターや南部総合福祉センターわろうべの里が整備されています。福祉活動を促進するために、その機能の充実が必要です。

基本方針

- 市民が、障害の有無や年齢の相違にかかわらず安心していきいき生活できるよう、市民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がそれぞれ連携して助け合い、支え合いのある地域づくりを推進します。

具体的な取り組み

(1) 地域福祉計画の推進

- ・ 地域でともに助け合い、支え合う地域社会の実現のため、「地域福祉計画」に基づき、市民が主役となる地域福祉を計画的に推進します。

(2) 地域福祉の推進

- ・ 社会福祉協議会と連携して、福祉を担うボランティアの育成や活動の支援を行います。また、児童生徒及び学生が福祉に対する理解を深めるための教育活動を支援します。
- ・ 成年後見制度の普及・啓発や市民後見人の活動を推進します。

(3) 福祉活動のための体制整備

- ・ 福祉施設については地域の実情に応じた、利用しやすい施設整備を進めます。
- ・ 生きがいつくりや福祉活動の拠点となる地域福祉施設を提供します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
地域福祉計画推進事業	「地域福祉計画」に基づき、地域福祉を計画的に推進します。	福祉政策課
社会福祉協議会支援事業	地域福祉活動を推進する社会福祉協議会への支援を行います。	福祉政策課
総合福祉センター管理運営事業	福祉活動の拠点として、総合福祉センターを運営します。	福祉政策課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
ボランティアセンターの登録者数	ボランティアセンターに登録されたボランティア団体の構成員と個人で登録する者の合計人数	2,337人	2,437人

期待される役割

市民	支え合い活動を自発的に実践する。
地域	支え合い活動を地域で実践する。 地域の特性を踏まえた活動や団体間のつながりを強化する。
事業所	地域の支え合い活動に協力する。

施策分野【健康づくり】

施策7 健康づくりの推進

現況と課題

- ・ 糖尿病、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病は、子どもの頃からの生活習慣の積み重ねが影響し、生涯にわたり健康度への影響も大きい疾患です。若いうちから生活習慣を振り返り、その改善に取り組むなど、それぞれの状況にあった望ましい健康行動を身につけることが重要です。
- ・ ストレスや不安、悩みは、誰もが抱えているものであり、その背景はさまざまなものがあります。こころの健康づくりについての正しい知識を深めるとともに、こころの不調に適切に対処することが必要です。
- ・ 市民の健康への関心は高齢者を中心に高くなっていますが、その関心度には年代による違いがみられます。性別や年齢別の特徴に合わせて、健康づくりに関する情報提供や啓発を実施するとともに、子どもやその保護者、若い世代の市民に対して重点的に働きかけることが重要です。
- ・ 本市では、すべての検診で個別検診を可能とするなど、受診の機会を拡大したものの、受診率はそれほど伸びていません。受診しやすい体制づくりと啓発により、早期発見・早期治療に結びつけることが必要です。
- ・ 母子保健においては、「マタニティ・ベビー相談室」を開設し、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）として、妊娠期からの支援の充実を図るとともに、乳児家庭全戸訪問、各種教室等の開催などを実施しています。孤立したり、複雑な問題を抱える家庭の子育てにも対応するため、関係機関と連携した継続的な支援が必要です。

基本方針

- 誰もが健康でその人らしい生活を送るため、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができるように、ライフステージに応じた健康づくり活動を展開します。

具体的な取り組み

(1) 健康の保持・増進

- ・生涯にわたり健康で自立した社会生活の実現に向けて、「健康よつかいどう21プラン」に基づき、市民の健康づくりを体系的に進めます。
- ・健康づくりに対する関心を高め、健康的な生活習慣を実践するきっかけになることを目的として、インセンティブを活用した予防支援を実施します。
- ・生活習慣の改善が必要な人に対して、生活習慣病のリスクに応じた効果的な支援を行います。また、かかりつけ医と連携し、糖尿病が重症化するリスクの高い人などへの継続的な支援を推進します。
- ・市政だよりや市ホームページ、各種健診や地区活動を通じて、こころの健康づくりについての啓発活動を実施します。

(2) 健診・検診の充実

- ・特定健康診査、各種がん検診等の受診率向上のため、受診しやすい環境づくりに努めます。
- ・乳幼児相談や健診事業の充実を図るとともに、相談しやすい体制づくりを推進します。

(3) 母子保健の充実

- ・乳幼児相談や健診事業の充実を図り、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援に取り組みます。
- ・妊娠・出産にあたり、悩みや問題を抱える家庭に対し、よりよい子育てのスタートができるように関係機関と連携した継続的な支援を推進します。
- ・学校との協働により思春期保健事業を推進します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
健康よつかいどう 21プラン推進事業	「健康よつかいどう21プラン」に基づき、健康づくりに取り組むための教室や各種啓発活動を推進します。	健康増進課
検診事業	各種がん検診や骨粗しょう症検診などを実施します。	健康増進課
母子保健事業	乳幼児や妊産婦を対象に、相談・教室・健康診査・家庭訪問を実施します。	健康増進課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
1歳6か月児健康診査の受診率	1歳6か月児健康診査の受診率	97.2%	97.5%

期待される役割

市民	健康づくりの重要性を認識し、イベント等に参加するなど、積極的に健康増進に取り組む。
地域	区・自治会などで健康づくりに取り組む。 健康づくりのイベント等を開催し、健康づくりの機会を提供する。
事業所	会社ぐるみで健康づくり活動を行う。 メンタルヘルス対策に対する理解を深める。

8 地域保健医療の充実

施策分野【健康づくり】

施策 8 地域保健医療の充実

現況と課題

- ・ 近年、県域や二次医療圏での体制整備により高度専門医療や救急医療が提供されています。市民がそれらの医療資源を適切に活用できるよう、かかりつけ医を持つことの必要性や医療機関の適正利用について啓発を行うことが重要です。
- ・ 特に救急医療の現場では、軽症患者の受診や専門医志向が、本来の救急患者の診療に支障をきたすこともあります。市民が安心して利用できる制度を維持するため、救急医療体制や身近な相談機関の活用などについて、市民への適切な情報提供が必要です。
- ・ 感染症の流行は毎年みられ、予防接種の内容も複雑になっています。医療機関との連携による接種の勧奨やわかりやすい周知に努めるなど、接種率の向上を図る取り組みが必要です。

基本方針

- 市民が健康で安心して生活できるよう、広域的な医療連携体制の充実や医療機関との連携による感染症予防に取り組めます。

具体的な取り組み

(1) 保健医療体制の整備

- ・ 市民が身近な地域で継続的な医療を受けられるよう、近隣の医療機関についての情報提供やかかりつけ医を持つことの必要性について啓発します。
- ・ 医療機関の適正利用や急病時の対応などについて、市民への情報提供に努めます。
- ・ 初期救急業務としての休日夜間急病診療所を引き続き運営するとともに、印旛保健医療圏での広域的な小児救急及び二次救急体制の維持・整備などに、関係機関と連携して取り組みます。

(2) 感染症対策の充実

- ・ 予防接種法に基づいて、医療機関と連携し、安全な定期予防接種の実施に努めるとともに、接種機会の充実や未接種者への勧奨を行うなど接種率の向上を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
休日夜間急病診療所事業	保健センター内に休日夜間急病診療所を開設し、初期救急医療機関として急病患者の応急診療を行います。	健康増進課
予防接種事業	各種予防接種を実施します。	健康増進課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
麻しん・風しん混合(MR)ワクチン1期の完了率	2歳児の麻しん・風しん混合(MR)ワクチン予防接種の1期の完了率	97.6%	97.7%

期待される役割

市民	かかりつけ医を持ち、正しく医療機関を利用する。
地域	感染症予防の知識を身につけ、感染症の流行拡大を防ぐ。
事業所	従業員の感染症対策に取り組む。

9
社会保障制度の充実

施策分野【社会保障】

施策 9 社会保障制度の充実

現況と課題

- ・ 少子高齢化の急速な進行により社会保障費に対する市民や自治体財政の負担が重くなっています。このため、国においては、公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の年金水準の確保を図ることによって、将来的にも安心な年金制度の構築に向けた改革に取り組んでいます。
- ・ 年金制度改革により、国民年金受給資格期間が短縮されたことなどに伴い、手続き件数が増加しています。適正な加入や保険料の納付につながるよう、制度の周知・啓発を行い、年金制度の安定的な運営に結びつけることが必要です。
- ・ 国民健康保険制度や後期高齢者医療制度に関しては、千葉県と市町村が共同し、適正運営を行っていますが、保険料の収納率向上による財源の確保と、疾病の早期発見・早期治療による医療費抑制が重要です。
- ・ 生活保護の相談件数及び受給者数は年々増加しています。若い世代が保護受給者となるケースも増加しており、生活の保障とともに、ハローワークなどと連携し、自立に向けた就労支援が必要です。

基本方針

- 安心して社会保障制度が利用できるよう、制度の周知・啓発と適正な運用・運営に努めます。

具体的な取り組み

(1) 国民年金制度の啓発

- ・ 国民年金制度について周知・啓発を行い、国民年金への適正な加入につなげます。

(2) 医療保険制度の適正運営

- ・ 被保険者の健康増進を効果的・効率的に実施するため、「国民健康保険保健事業実施計画」、「特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の受診率向上を図ります。
- ・ 診療報酬明細書（レセプト）点検の強化等による適正な医療費の給付や事務処理の効率化による経費削減及び制度の周知・啓発による保険税の収納率向上により、国民健康保険財政の健全かつ円滑な運営を図ります。
- ・ 後期高齢者医療制度についての啓発活動に努めます。

(3) 生活の保障

- ・ 生活に困窮する方に対し、必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。また、就労支援など自立に向けた取り組みを推進することにより、生活の向上を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
国民年金事務事業	国民年金に関する窓口業務を行います。	国保年金課
国保保健事業	特定健康診査及び特定保健指導、短期人間ドックの助成などを実施します。	国保年金課
生活保護給付事業	生活に困窮する方に対し、必要な保護を行います。	生活支援課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
国民健康保険特定健康診査の受診率	市が実施する国民健康保険特定健康診査の受診率	36.2%	43.0%

期待される役割

市民	公的制度を正しく利用する。
地域	公的制度の情報提供に協力する。
事業所	公的制度の維持に協力する。

10

防災 ・ 危機管理体制の強化

施策分野【防災・減災】

施策10 防災・危機管理体制の強化

現況と課題

- ・ 東日本大震災以降も、熊本地震などの大規模な地震が発生しているほか、台風の強大化や豪雨等の多発など、自然災害における安全・安心に関する意識はさらに高まっています。
- ・ 本市においても、首都直下地震や千葉県北西部直下地震の発生の切迫性が高まっていることや豪雨等の増加など、自然災害への対応が急務となっています。被害を的確に想定し、可能な限りの備えをハード、ソフト両面から、総合的かつ計画的に取り組むことが必要です。
- ・ これまで本市では危機管理監や危機管理室を設置するなど、危機管理体制を強化してきました。今後も想定されるさまざまな危機に対応できる体制づくりが必要です。

基本方針

- 大規模災害をはじめ、想定されるさまざまな危機に対応するため、「危機管理指針」や「地域防災計画」などに基づき、総合的な体制整備を推進します。

具体的な取り組み

(1) 防災対応力の向上

- ・ 「地域防災計画」の推進と必要に応じた見直しにより、市全体の防災対策を計画的に進めます。
- ・ 緊急時職員参集システムの活用や職員向けの防災研修、訓練の充実により、庁内体制の強化と職員の防災対応力の向上を図ります。
- ・ 災害時における相互応援協定を締結するなど他都市とのさらなる応援体制の強化を図ります。
- ・ 災害発生時に速やかに対策本部を設置できる体制を整えるとともに、収集した被害状況や関係機関からの災害情報を一元化、共有化できる仕組みを構築します。

(2) 危機管理体制の充実

- ・ 「危機管理指針」に基づき、「危機管理マニュアル」を整備するなど危機管理体制の充実を図ります。
- ・ 「業務継続計画（BCP）」に基づき、事前対策の充実や復旧体制の整備などにより、非常時の業務継続力を高めます。

(3) 国民保護体制の充実

- ・ 「国民保護法」に基づく「国民保護計画」を推進し、大規模テロや武力攻撃などの緊急事態に対応できる体制の充実を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
地域災害対策事業	災害情報を一元化・共有化できる仕組みを構築します。	危機管理室
危機管理事業	「危機管理マニュアル」や「業務継続計画（BCP）」を整備します。	危機管理室
国民保護計画推進事業	Jアラートの確実な運用を行うなど「国民保護計画」を推進します。	危機管理室

期待される役割

市民	自発的に地区における防災活動に協力する。
地域	区・自治会等が中心となり「地区防災計画」を策定する。
事業所	必要に応じて「業務継続計画（BCP）」を策定し、災害時における事業活動の継続的实施に努める。

11 地域防災力の向上

施策分野【防災・減災】

施策 1 1 地域防災力の向上

現況と課題

- ・ 大規模災害の発生に備えて、市民一人ひとりが正しい知識を身につけ、行動できるようにするため、市民の防災意識の高揚を図る防災教育の充実が必要です。あわせて、災害時には、迅速な情報提供手段を利用した正確な情報発信と情報の共有化が重要です。
- ・ 東日本大震災や熊本地震の経験等から、災害時における自主防災組織が担う共助の重要性が高まっており、自主防災組織の拡充が必要です。さらに地域防災力を高めるためには、民間企業とも連携を図っていくことが必要です。
- ・ 災害時において市内で発生することが想定される帰宅困難者対策を進めることが必要です。
- ・ 災害時においては、障害者、高齢者、乳幼児などの要配慮者や女性など、さまざまな立場に配慮する視点が必要です。

基本方針

- 地域防災力の向上を図るため、「自助」、「共助」、「公助」の役割を明確にし、事業者を含めた地域と連携した防災対策を進めます。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
自主防災組織活動力 バー率	市内全世帯に占める自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯の割合	78.6%	85.0%
防災備蓄倉庫整備数	市内における防災備蓄倉庫の設置数	4か所	5か所

期待される役割

市民	防災知識を身につけ、防災訓練へ積極的に参加する。 最低でも3日間、可能な限り1週間分の飲料水、食糧、日用品などを備蓄する。
地域	自主防災組織を設置する。 災害時には地域住民の多様性に配慮しながら、住民同士が支え合う体制を整える。
事業所	災害時に行政や地域と協力する体制を整える。 最低でも3日間、可能な限り1週間分の飲料水、食糧、日用品などを備蓄する。

具体的な取り組み

(1) 防災意識の向上

- ・ 防災ハザードマップなどを配布し、市民の防災意識の向上を図るとともに、学校教育や出前講座等を通して、防災について学ぶ機会を増やすなど、正しい知識の普及に努めます。
- ・ 防災訓練への参加者増加を図るとともに、さまざまな想定のもとで実践的な訓練を実施し、市民の災害対応力の向上を図ります。
- ・ 防災行政無線や「よめーる」を活用し、警報・防災情報の迅速かつ正確な提供を行います。また、防災行政無線の難聴区域対策を推進します。

(2) 地域と連携した防災対策の推進

- ・ 自主防災組織の育成・強化や地域における防災活動の中核となる人材の育成を行い、地域の防災体制づくりを促進します。
- ・ 地域住民と連携し、災害時における避難行動要支援者への避難支援にかかる体制の充実を図ります。
- ・ 災害時に円滑なボランティアの受け入れができるよう、受け入れ態勢を整備します。
- ・ 医療機関や福祉施設、ライフライン事業者や民間企業等と災害時の支援に関する協定を締結するなど、連携体制を強化します。
- ・ 災害時の帰宅困難者対策として、事業所や学校、公共交通機関などと連携し、協力体制を整備します。

(3) 多様性に配慮した災害応急対応

- ・ 災害時において「避難所運営マニュアル」に基づき、要配慮者や女性など多様性に配慮した避難所の適切な運営ができるよう、市ホームページや出前講座等を活用し、理解促進を図ります。
- ・ 災害時に生活が困難な障害者や高齢者に対応するための福祉避難所を指定します。
- ・ 飲料水、食糧などのほかに、子ども、高齢者や女性など多様性に配慮した備蓄を進めます。

(4) 備蓄・物流体制の整備

- ・ 備蓄倉庫の新設、被害想定に合わせた備蓄体制の整備を進めるとともに、家庭、地域、事業所における備蓄の重要性を啓発します。
- ・ 災害時の物資供給を円滑に実施するための体制を整備します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
地域災害対策事業 (再掲)	防災ハザードマップの配布、防災行政無線子局の増設、各種防災訓練を実施します。	危機管理室
自主防災組織育成事業	自主防災組織が行う防災資器材の購入や防災訓練に対して支援します。	危機管理室
防災備蓄倉庫整備事業	防災備蓄倉庫の新設、防災用品・資器材等の整備を進めます。	危機管理室

12

防災都市基盤の強化

施策分野【防災・減災】

施策 1 2 防災都市基盤の強化

現況と課題

- ・ 東日本大震災、熊本地震などといった大規模な災害が発生するなど、災害時に市民の生命を守る住宅やライフライン、防災施設等の都市を構成する施設整備の重要性が一層高まっています。
- ・ 市役所庁舎など防災拠点となる公共施設や各地域の避難所となる学校施設等では、災害を想定した施設整備が必要です。
- ・ 上下水道や道路などのライフラインは、防災の視点を持った更新、整備が必要です。
- ・ 災害時の被害を最小限に抑えるためには、住宅など建物の耐震化や施設・設備の修繕に取り組み、建物の倒壊を最小限に抑え、避難路や避難場所を確保することが重要です。
- ・ 近年、局地的大雨などの異常気象による災害が増加傾向にあります。このため、市街地の排水機能の向上など、自然災害への対応強化が必要です。

基本方針

- 災害の発生を防止し、また、災害が発生した際の被害を最小限に低減するため、防災の視点から都市基盤の強化を図ります。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
住宅耐震化率	市内住宅の耐震化率（推計値）	81.4%	95.0%

具体的な取り組み

(1) 防災拠点等の整備

- ・ 市民生活の安全・安心を支える防災拠点として市役所庁舎の整備を進めます。
- ・ 避難所となる学校施設等に防災井戸の設置や仮設トイレを整備するなど、防災機能の強化を図ります。

(2) ライフラインの強化

- ・ 災害時の避難や物資運搬、緊急車両の活動を視野に入れた、主要道路網の整備・強化や橋梁の補強を推進します。
- ・ 水道管や下水道管などの更新及び下水道管の補強を行います。

(3) 建物の耐震化の推進

- ・ 文化センター会館棟など公共施設の耐震化を推進します。
- ・ 住宅及び特定建築物の所有者等に対する啓発、情報提供及び耐震化の支援等を行い、民間建築物の耐震化を促進します。

(4) 防災視点のまちづくりの推進

- ・ 冠水防止のため、雨水貯留施設の設置を推進し、排水機能の向上を図るなど、都市基盤の強化に努めます。
- ・ 道路冠水や下水道施設の溢水対策として調整池及び雨水幹線等の施設整備を推進します。
- ・ 災害時の避難や延焼防止のため、公園・緑地等のオープンスペースを計画的に配置し、火災での延焼防止を図ります。
- ・ 安全な避難路の確保のため、落下物等の安全対策や防災標識の整備を進めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
庁舎等整備事業	防災拠点としての利用を考慮し、老朽化した庁舎の改築等による整備を進めます。	管財課
水道管布設事業	主要水道管、老朽管等を計画的に更新するとともに、耐震管への入れ替えを進めます。	水道課
建築防災行政事業	木造住宅に対する耐震診断費や耐震改修工事費の一部を支援します。	建築課
浸水対策事業	浸水被害の軽減に向けた雨水排水施設を整備します。	下水道課

期待される役割

市民	住宅の耐震化を進めるとともに、家具の転倒・落下の防止対策、ブロック塀等の倒壊防止対策を講じる。
地域	地域の避難路の安全点検を行う。
事業所	建物の耐震化や落下物などの安全対策を講じる。

13

消防
・救急の充実

施策分野【消防・救急】

施策 13 消防・救急の充実

現況と課題

- ・ 地震等の災害から市民の生命、身体及び財産を守るためには、消防活動の拠点となる消防本部機能の強化を図る必要があります。また、ちば消防共同指令センターを通じた隣接地域への出動応援体制により、周辺市町との協力体制の強化が進んでいます。今後は消防体制の強化等を図るため、広域化について検討していく必要があります。
- ・ 本市の救急出動件数は、平成29年は3,908件となり、平成26年に減少したものの増加傾向を続けています。今後も高齢化の進行等により、出動件数のさらなる増加が見込まれ、救急体制の強化が求められます。あわせて、救急救命に関する知識の普及促進を図り、市民一人ひとりの対応力を高めることが重要です。
- ・ 本市の火災件数は、1年間に20件程度でほぼ横ばいで推移しています。火災予防の正しい知識により火災の発生を未然に防ぐとともに、住宅用火災警報器の普及を促し、火災発生時の被害を最小限にすることが重要です。
- ・ 消防団は17分団、団員数は273名（平成30年4月現在）です。地域によっては団員の高齢化や団員数の減少が進行していることから、組織の再編等の検討が必要になっています。また、老朽化した分団詰所の建て替えや改修などが必要です。

基本方針

- 市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制を強化します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
住宅用火災警報器設置率	住宅用火災警報器設置率（推計値）	70.0% （平成30年6月1日）	100%
救急救命士数	救急救命士の資格を有する者の数	25人	28人

具体的な取り組み

(1) 消防体制の充実

- 地震等の大規模災害や多様化する災害に的確に対応するため、防災拠点となる消防庁舎の機能強化に向けた整備を検討するとともに、市域の消防力の向上に取り組みます。また、消防職員の研修・訓練を適切に行うほか、消防施設の維持管理、消防車両や装備、消防水利の整備などを計画的に行い、消防体制の充実を図ります。
- 「千葉県消防広域化推進計画」に基づき、広域化について、引き続き調査・研究を行います。

(2) 救急体制の充実

- 医療機関との連携、救急救命士の確保・育成、救急車両の整備などにより、救急体制の充実を図ります。
- AEDの使用方法をはじめとする、救急救命に関する知識の普及・啓発を行うため、応急手当普及講習の充実を図ります。

(3) 火災予防の推進

- 市民の防災意識、防災対応力を高めるため、消防に関するイベントを開催します。また、防火指導員等の活動促進や消防訓練を実施することにより、火災予防意識の普及を図ります。
- 防火対策を推進するため、防火管理指導を強化するとともに、住宅用火災警報器の普及促進を図ります。

(4) 消防団の充実・強化

- 消防団員の確保に努め、消防団活動の充実を図るとともに、消防団の再編を検討します。
- 老朽化した分団詰所の建て替え・改修、消防団車両や被服等の更新を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
消防施設等整備事業	防災拠点となる消防庁舎の機能強化に向けた整備を検討するとともに、市域の消防力の向上に取り組みます。	消防本部 総務課
消防車両整備事業	消防車両等の更新を行います。	消防本部 警防課
火災予防事業	住宅用火災警報器の普及促進を図ります。	消防本部 予防課

期待される役割

市民	消防団に入団する、または消防団活動に協力する。 応急手当普及講習へ参加する。 住宅用火災警報器を設置する。
地域	消防団活動に協力する。 AEDを設置する。
事業所	従業員の消防団活動に配慮する。 応急手当普及講習を実施する。 AEDを設置する。

14

身近な安全の強化

施策分野【防犯・交通安全・消費者保護】

施策 14 身近な安全の強化

現況と課題

- ・ 本市の刑法犯認知件数は、平成28年は771件となり、平成19年の1,518件から、半減しました。犯罪の少ないまちづくりをさらに推進するため、地域住民、行政、警察等の連携強化による継続的で効果的な防犯活動が必要です。
- ・ 高齢化の進行に伴い、高齢者が関わる交通事故が一定数発生しており、高齢者が加害者となるケースもみられます。一人ひとりの交通安全意識の高揚を図り、今後も警察など関係機関と連携した効果的な交通安全対策が必要です。
- ・ 振り込め詐欺等の件数が増加しているほか、高齢者を狙った金融商品、投資勧誘によるトラブルが発生しています。犯罪形態も多様化し、特に通信サービスに関する犯罪が大きな割合を占めています。犯罪の手口や対応方法の周知といった啓発活動を推進するとともに、消費者学習による消費者自身の知識の習得により、被害を未然に防ぐことが必要です。

基本方針

- 安全で犯罪のない社会の実現のため、関係機関や地域住民等と協力・連携した安全・防犯対策を実施します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
交通安全教室の実施回数	交通安全教室を実施した回数	62件/年	70件/年

期待される役割

市民	交通安全教室への参加や消費者学習を行うなど、自己の危機管理意識を高める。 防犯パトロールや見守り活動に参加する。 地域の危険箇所や危険情報を把握し、市に伝える。 防犯イベントに参加する。 「こども110番の家」に協力する。
地域	防犯パトロールや見守り活動を行う。 地域の危険箇所や危険情報を市と共有する。 防犯イベントを企画し、開催する。
事業所	防犯パトロールや「こども110番の家」など地域の防犯活動に協力する。

具体的な取り組み

(1) 防犯体制の強化

- ・ 安全安心ステーションを中核に地域防犯体制を確立し、地域住民による防犯活動を促進するとともに、活動団体同士や警察との連携を強化し、防犯のまちづくりを推進します。
- ・ 犯罪の抑止等を目的として、防犯カメラを効果的に運用するとともに、今後必要に応じてLED防犯灯の設置を進めます。
- ・ 地域防犯力の向上を図るため、防犯ボックスを設置し、地域住民、行政、警察、関係団体等が一体となった、防犯活動を推進します。

(2) 交通安全の推進

- ・ 警察や地域と連携し、啓発活動を行うなど交通安全を推進します。
- ・ 子どもや高齢者などへ向けた交通安全教室の実施に加え、自転車や自動車の運転者向けの講習会を開催するなど、交通安全教育の充実を図ります。
- ・ カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を計画的に整備するとともに、信号機の設置等について警察に対し要望していきます。
- ・ ゾーン30指定区域内安全施設整備工事を行い、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するよう努めます。

(3) 消費者保護対策の推進

- ・ 消費生活センターを拠点に消費生活に関する相談機能の充実を図るとともに、警察などと連携し、効果的な消費者犯罪被害情報の提供に努めます。
- ・ 消費生活講座や出前講座など、多様な機会を使って消費者学習を推進するとともに、子ども向け、高齢者向けなどのメニューの充実を図ります。
- ・ 消費者団体等の自主的な活動を支援するとともに連携を図り、消費者保護対策を推進します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
防犯対策事業	防犯ボックスを拠点として、効果的な防犯活動を推進します。	自治振興課
交通安全対策事業	参加型・体験型の交通安全教室を実施します。	自治振興課
消費者保護事業	消費生活センターの相談機能の充実を図ります。	産業振興課

15

幼児教育の充実

施策分野【子ども教育】

施策15 幼児教育の充実

現況と課題

- ・ 小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる幼児教育の重要性は、ますます高まっています。
- ・ 本市には、幼児教育の中核としての役割を果たしてきた私立幼稚園が8園、認定こども園が1園あります。幼児教育環境の整備と幼児教育の向上のためには、私立幼稚園に対する継続的な各種支援が必要です。また、子育て世帯の負担軽減のため、保護者に対する経済的支援が必要です。
- ・ 経済状況の変化や女性の社会参画意識の変化により、働きながら子どもを育てたいと考える市民が増加しており、幼稚園及び認定こども園における一時預かりのニーズが高まっています。
- ・ 人格形成の基礎を培う幼児教育を推進するためには、幼稚園等と小学校との連携が重要です。

基本方針

- 幼児教育の推進のため、保護者の負担軽減や幼児教育環境の充実に努めます。

具体的な取り組み

(1) 幼児教育への支援

- ・ 幼児教育を受けやすい環境とするため、私立幼稚園児の保護者に対して助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。
- ・ 幼児教育水準の向上を図るため、幼児教育の振興及び教職員の資質向上に関する活動に対して支援します。
- ・ 子どもの成長に関する情報交換や交流の機会を充実し、幼稚園等と小学校との連携を支援します。

(2) 幼稚園環境整備への支援

- ・ 幼児教育環境の充実を図るため、私立幼稚園等に対して、長期休業期間などにおける一時預かりにかかる費用や特別支援教育にかかる費用の一部を支援します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
私立幼稚園就園奨励費等補助事業	私立幼稚園児の保護者に対して、国の負担軽減策に準じて支援します。	保育課
私立幼稚園運営補助事業	私立幼稚園等に対して、一時預かり、特別支援教育にかかる費用の一部を支援します。	保育課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
長期休業期間中に私立幼稚園・認定こども園が実施した一時預かりの利用児童数	長期休業期間中に私立幼稚園・認定こども園が実施した一時預かりの利用児童数	2,788人 /年	2,927人 /年

期待される役割

市民	幼児教育に対する理解を深め、幼稚園等の運営に協力する。
地域	幼稚園等の行事に協力する。
事業所	幼稚園等の行事に協力する。

16

義務教育の充実

施策分野【子ども教育】

施策16 義務教育の充実

現況と課題

- ・ グローバル化や知識基盤社会の到来、少子高齢化の進行など、社会が急速な変化を遂げており、教育の重要性はますます高まっています。このような時代のなかで、児童生徒への教育が一層充実するよう教育機会を確保するとともに、教育水準を維持向上させることが必要です。
- ・ 本市では、小学校の全学年において少人数学級推進教員を配置して少人数指導等を行っています。今後も確かな学力を身につけるために、少人数指導等によるきめ細かい指導・支援を充実させることが必要です。
- ・ 個別の支援が必要な児童生徒は増加傾向にあり、一人ひとりに対する支援を充実させることが必要です。
- ・ 教育環境の一層の向上のため、学校施設の整備・充実が求められています。一方で、学校規模や配置の適正化を検討することが必要です。

基本方針

- 児童生徒の学力の向上と豊かな心を育むため、教育内容の充実と教育環境の整備を推進します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
英検受験料を助成した生徒の割合	英検受験料を助成した市内中学校3年生の割合	69.3%	90.0%

期待される役割

市民	学校の教育に対する理解を深め、学校の運営に協力する。
地域	学校行事や教育活動に協力する。
事業所	学校行事や教育活動に協力する。

具体的な取り組み

(1) 特色ある教育の推進

- ・ 義務教育の9年間を一体的に捉え、児童生徒の学力向上、豊かな心の育成、基本的生活習慣の確立が図れるよう、小中一貫教育を推進します。また、児童一人ひとりの実態に応じたきめ細かい対応を図るため、少人数指導やチームティーチングを行うなど、指導・支援の一層の充実に努めます。
- ・ 外国語指導助手の効果的な活用や教職員の英語力の向上により英語教育の充実に図るとともに、一定程度の英語力を育成するため、英検（実用英語技能検定）の受験料を支援します。

(2) 教育活動・内容の充実

- ・ さまざまな教育活動を通して道徳教育の充実に努めます。
- ・ 児童生徒が社会のなかで、自分らしい生き方を見出すことができるよう教育活動全体を通してキャリア教育を推進します。
- ・ 部活動の活性化や内容の充実に努めるため、部活動に対する支援を行います。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒への支援を充実させるために、教職員や保護者に対して、巡回相談員による相談・助言を実施するとともに、適宜、特別支援教育支援員の派遣を行います。
- ・ 教職員の特別支援教育に関する資質の向上を図るため、校内支援体制の整備や具体的な支援方法等に関する研修を行います。

(3) 教育環境の充実

- ・ 情報教育を推進するため、小中学校のコンピュータ機器を計画的に整備します。
- ・ 「子ども読書活動推進計画」に基づき、図書環境の充実に努めるとともに、学校と図書館、学校間の連携強化を図ります。
- ・ 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、教育サポート室を中心に、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関等と連携しながら、相談者の気持ちに寄り添った相談を行います。
- ・ 外国にルーツをもつ児童生徒について、語学指導員の派遣を行うとともに、関係機関等と連携を図り、協働しながら支援を行います。
- ・ より良い教育環境を提供し、一層の教育効果の向上を図るため、「公共施設等総合管理計画」に基づき、学校の適正規模や適正配置を検討します。

(4) 教育施設の整備

- ・ 安全・安心な教育環境を維持するとともに、計画的な施設の整備を進めます。
- ・ 児童生徒に安全な学校給食を提供するため、老朽化した学校給食施設の維持補修に努めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
小中一貫教育推進事業	義務教育9年間を一体的に捉えた教育を推進します。	指導課
特別支援教育推進事業	巡回相談員による相談・助言を実施し、適宜、特別支援教育支援員を派遣します。	指導課
教育相談体制支援事業	教育サポート室の機能を活かした相談支援体制を推進します。	指導課
小中学校施設設備維持管理事業	老朽化した学校施設の機能回復等の修繕を行います。	教育総務課

17

家庭
・
地域
・
学校の連携

施策分野【子ども教育】

施策17 家庭・地域・学校の連携

現況と課題

- ・ 子どもを取り巻く環境が大きく変化するなか、子どもを健やかに育むためには、家庭・地域・学校が連携・協力し、教育に取り組むことが重要です。
- ・ 本市の各学校では、家庭やPTA等、地域住民との連携により、地域とともに教育活動を豊かにするための学校支援活動事業に取り組んでいます。今後もこれらの活動を活性化させるためには、さらなる連携の強化が必要です。
- ・ 核家族化の進行や、近年の社会的・経済的な条件の変化に伴い生活環境が安定しないなどの理由により、家庭の教育力の低下が指摘されていることから、家庭教育支援の充実が必要です。

基本方針

- 心豊かで健やかな子どもを育てるため、家庭・地域・学校が連携・協力し、家庭の教育力の向上に取り組みます。

具体的な取り組み

(1) 地域の教育力向上

- ・ 地域住民や社会教育関係団体などが学校の教育活動に積極的に参加する取り組みを推進します。また、これらの取り組みにより、地域の教育力の向上を図るとともに、子どもがさまざまな世代と交流できる機会を促進します。
- ・ 子どもの健全育成を図るため、地域と連携・協力し、子どもを見守り育てる活動の充実を図ります。

(2) 家庭教育の充実

- ・ 家庭教育の重要性を学ぶとともに、保護者間の情報共有を行う子育て学習講座や地域・家庭教育学級の充実を図ります。
- ・ 家庭教育リーフレットなどの配布により家庭教育を支援します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
学校支援活動事業	地域のボランティアなどを中心に、地域が学校を支援する体制づくりを行います。	指導課
子育て学習事業	子育て学習講座を開催します。また、PTA等と地域・家庭教育学級を開催します。	社会教育課

期待される役割

市民	家庭教育の重要性を理解し、家庭教育について学ぶ。 高齢者の知恵や経験を教育に活用する。
地域	学校支援活動事業に参加する。 学校、PTA等、地域、行政のコミュニケーションを高め、地域住民と子どもが交流する。 いじめ、不登校のない学校づくりに向け、協力する。 地域コーディネーターの役割、PTA等、地域との関係等を確認する。
事業所	学校支援活動事業に協力する。

18

青少年健全育成の推進

施策分野【子ども教育】

施策18 青少年健全育成の推進

現況と課題

- ・ 市内には小中学校のほか、高等学校や大学などもあり、多くの児童生徒や学生が通学しています。
- ・ 青少年育成センターは、青少年の健全な育成のための相談業務や非行防止のための街頭補導活動など、青少年健全育成活動の拠点となっています。
- ・ 青少年健全育成の推進は、青少年育成活動団体や個人ボランティア、ジュニアリーダーなどの協力により進められていることから、これらの活動団体等への支援や人材の確保・育成が必要です。また、活動内容の一層の充実を図ることが必要です。
- ・ 本市では、子どもと保護者をサポートする専門窓口として教育サポート室を設置しています。学校生活、家庭、友人関係など悩みは多岐にわたり、かつ複雑化しているため、子どもや保護者からのさまざまな相談に対応できるよう、さらなる教育相談体制の充実が必要です。

基本方針

- 青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、地域や異年齢間の交流機会の拡大、体験活動の充実に努めるとともに、学校や関係機関と連携した相談・指導体制の充実を図ります。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
街頭補導活動の実施回数	青少年育成センターが行う計画補導と各中学校区の青少年補導委員が行う地区補導の延べ回数	262回/年	270回/年

具体的な取り組み

(1) 青少年育成活動団体の支援

- ・ 青少年育成活動団体への支援を行い、育成活動の活性化を促進します。
- ・ 青少年が主体となって企画・運営するイベントを支援します。
- ・ 青少年育成活動に参加するボランティアやジュニアリーダーなどの人材を確保・育成します。

(2) 青少年の体験や交流の推進

- ・ 青少年の自主性や協調性を伸ばし、生きる力を育むために生活体験学習の場となる通学合宿を開催します。
- ・ スポーツ活動や文化活動を通して、地域や異年齢間の交流ができる事業を実施します。

(3) 青少年健全育成体制の充実

- ・ 青少年育成センターを中心として家庭、地域、学校、関係団体及び関係機関などとの連携強化を図るとともに、青少年を健全に育成するための人材の確保・養成に努めます。
- ・ 多様化・複雑化する相談内容に対応するために、青少年育成センターと教育サポート室が中心となり、関係機関と連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 青少年健全育成推進大会の開催及び青少年健全育成キャンペーンの実施など、非行防止のための啓発に努めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
青少年育成活動支援事業	青少年育成活動団体への支援を行います。	スポーツ振興課
地域青少年活動活性化事業	青少年相談員が企画運営する青少年育成事業を支援します。	スポーツ振興課
青少年育成支援事業	スクールソーシャルワーカーを配置し、教育サポート室や関係機関と連携しながら、相談活動等を行います。	青少年育成センター

期待される役割

市民	ボランティア活動などを通して、青少年の健全育成に協力する。
地域	子ども会や区・自治会などでの子ども向けイベント、地区行事の開催などを通して、青少年の健全育成に協力する。
事業所	青少年が企画・運営するイベントに積極的に協力する。 職場体験等に積極的に協力する。

19

生涯学習推進のための環境整備

施策分野【生涯学習】

施策19 生涯学習推進のための環境整備

現況と課題

- ・ 少子高齢化、社会の成熟、ライフスタイルの変化や自己実現の高まりなどにより、学習ニーズが多様化していることから、生涯学習推進のための環境の充実が必要です。
- ・ 市民の学習活動のニーズを常に把握しながら時代の変化に対応し、目的を持った学習が可能になるよう、講座内容の充実や講師となる人材の育成と養成が必要です。
- ・ 生涯学習を通じて学んだ成果をまちづくりに活かし、地域の活性化につなげることが期待されています。

基本方針

- 生涯学習によって、生きがいや健康づくり、さらには地域づくりを実践していくため、市民の生涯にわたる主体的な学習活動を幅広く支援します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
市民大学講座の受講者数	市民大学講座の年間受講者人数	122人/年	130人/年
出前講座実施回数	生涯学習まちづくり出前講座の年間実施回数	71回/年	75回/年

具体的な取り組み

(1) 生涯学習支援の充実

- ・ 「生涯学習推進計画」に基づき、身近な生涯学習関連施設の整備・充実を図ります。
- ・ 生涯学習まちづくり出前講座や市内の大学等と連携した市民大学講座の充実を図ります。
- ・ 「まなびいガイドブック」を作成するほか、市ホームページを活用した生涯学習情報を提供します。

(2) 社会教育の充実

- ・ 多様化する地域課題や学習ニーズに対応した、幅広い分野にわたる学習機会の提供に努めます。
- ・ 社会教育活動を行う団体への活動支援や社会教育指導員の設置などにより、社会教育活動の活性化を図ります。

(3) 人材の発掘・育成・確保

- ・ 市民の主体的な学習活動の推進やまちづくりへの参加を通して、活動を推進する市民の人材の育成を図ります。また、芸術文化・スポーツなど市民の学習成果を生かし、ボランティア人材として登録するなど、市民の「教えたい」と「学びたい」をつなぐ学習活動支援を行います。
- ・ 生涯学習で得た知識を地域活動などへ還元する「知の循環」の仕組みづくりを検討します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
市民大学講座事業	まちづくりにつながる視点での学習機会を提供するために市民大学講座を開催します。	社会教育課
社会教育支援事業	社会教育活動、文化活動の場の提供や、社会教育事業への支援を行います。	社会教育課
生涯学習推進事業	生涯学習生きがいづくりアシスト事業とまちづくり出前講座を行います。	社会教育課

期待される役割

市民	進んで生涯学習に取り組み、学習成果を地域に還元する。
地域	生涯学習まちづくり出前講座などを活用し、地域づくりに取り組む。 団体・サークルの情報を積極的に発信する。 サークル間の連携を強化し、活動の輪を広げる。
事業所	学習機会の提供に協力する。

20

社会教育施設の整備

施策分野【生涯学習】

施策20 社会教育施設の整備

現況と課題

- ・ 市内の社会教育施設の多くは老朽化が進んでおり、大規模改修が必要な施設もみられます。今後、計画的な改修を進めるとともに、時代に合った利用しやすい施設となるよう、設備の改善が必要です。
- ・ 図書館では、窓口業務等の一部を業務委託することにより、開館日の拡大など利用しやすい環境づくりに取り組んできました。市民に向けた講座、イベントなどを実施するとともに、今後もさらなる図書館機能の充実を図るなど、利用者の利便性の向上が必要です。
- ・ 公民館事業では、幅広い世代の市民に利用されるよう、さまざまなニーズに対応した講座の開催が必要です。

基本方針

- 市民の多様な学習ニーズに対応するため、社会教育施設の整備と学習機会の提供に取り組みます。

具体的な取り組み

(1) 図書館の整備・サービスの充実

- ・ 蔵書の充実を図るとともに、インターネットによる図書予約などにより、利用者の利便性の向上に努め、一部業務委託による効率的な図書館運営を推進します。
- ・ 市民が快適に読書や学習に取り組めるよう、計画的な施設の改修を行います。
- ・ 子どもの読書に対する親しみと理解を深めるため、学校図書館と連携するなど、読書普及活動を推進します。

(2) 公民館の活用・推進

- ・ 老朽化した公民館の計画的な設備改修などにより快適な環境整備を行うとともに、指定管理者制度による円滑な管理運営を行います。
- ・ 生涯学習の拠点となる公民館において、魅力ある主催事業を実施するなど生涯学習活動を推進します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
図書館管理運営事業	施設の計画的な改修を行うとともに、窓口業務の一部委託による効率的な運営を行います。	図書館
公民館管理運営事業	公民館の設備改修などにより快適な環境整備を行うとともに、指定管理者制度による円滑な管理運営を行います。	社会教育課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
図書館等の利用者数	図書館、公民館図書室の個人貸出利用者数	109,605人/年	115,000人/年
公民館の利用者数	公民館の利用者数	163,296人/年	168,700人/年

期待される役割

市民	社会教育施設を適正に利用する。
地域	社会教育施設を適正に利用する。

21

文化の創造と歴史の継承

施策分野【文化・スポーツ】

施策 2 1 文化の創造と歴史の継承

現況と課題

- ・本市では、文化団体が活発に活動しており、市外に活動の場を広げる団体もみられます。文化活動のさらなる活性化と裾野拡大のためには、市民の活動意欲に応えられるような支援と文化活動意欲を高める取り組みを充実させることが必要です。
- ・文化センター会館棟は、昭和56年度にオープンして以来35年以上が経過し、老朽化が進んでいます。耐震改修などを計画的に進め、利用者ニーズに応える施設整備が必要です。
- ・本市には多くの文化財が点在しており、八木原小学校内の歴史民俗資料室など、歴史・民俗資料の展示により郷土史について学べる場があります。これらの貴重な文化財を保護・保存し、「ふるさと四街道」の歴史を後世に継承していくことが必要です。

基本方針

- 市民の創造的文化活動を促進するため、文化に触れる機会の充実と活動の場の確保に努めます。
- 地域の歴史や文化を継承し次代へとつなげていくため、文化財の保護・保存や活用を進めます。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
市民芸術公演事業等の入場者数	市民文化団体との共催による舞台公演・展示会および学校音楽鑑賞教室の入場者数	2,309人/年	4,000人/年
歴史民俗資料室等の見学者数	文化財見学会、展示会、展示施設の利用・見学者数	1,277人/年	1,500人/年

具体的な取り組み

(1) 芸術文化活動の推進

- ・ 芸術や文化の振興を計画的に推進するための支援を行います。
- ・ 市民の芸術文化活動の発表・展示を行う市民文化祭を開催します。
- ・ 小中学校における学校音楽鑑賞教室の開催や市民文化祭等における体験教室などの開催により、子どもの芸術文化活動への意欲を高めます。

(2) 芸術文化団体の育成・支援

- ・ 市民が行う芸術文化活動の支援を行うとともに、子どもの芸術活動の活性化を促進します。
- ・ 市民ギャラリー等を活用し、発表の場を提供するなど、芸術文化団体を支援します。

(3) 文化活動施設の維持・整備

- ・ 利用者の安全を確保するため文化センター会館棟の耐震改修工事を行うとともに、利用者ニーズを踏まえ、適正な維持管理に努めます。

(4) 地域資産の保全・活用

- ・ 指定文化財等の活用や古文書等の歴史資料の収集・整理を進めるとともに、歴史資料が適正な環境のもとで保管され整理・活用が図られるよう努めます。また、歴史民俗資料館の整備を検討します。
- ・ 地域資産の発掘・管理・活用をボランティアと協力して行います。
- ・ 郷土の歴史を後世に継承するため、市史編さんを進めます。また、その活用を図ることで、市民の郷土愛を育みます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
市民文化祭事業	市民の芸術文化活動の発表・展示を行う市民文化祭を開催します。	社会教育課
芸術文化活動支援事業	市内の芸術文化団体が行う活動を支援します。	社会教育課
文化センター管理事業	文化センター会館棟の耐震改修工事を行います。	管財課
文化財保護管理事業	文化財の保護・保存や活用を図ります。	社会教育課

期待される役割

市民	日常生活に芸術文化活動を取り入れる。市内を散策し、市のことを知る。 地域の歴史を学び、教え合う。 地域資産の発掘・管理・活用に協力する。 市民学芸員（ボランティア）等を活用し、歴史文化を継承する。
地域	市民が行う芸術文化活動に協力する。 地域資産の発掘・管理・活用に協力する。 歴史や地域資産に関する資料づくりに協力する。
事業所	イベントへの参加、協賛など文化活動に協力する 歴史や地域資産に関する資料づくりに協力する。

施策分野【文化・スポーツ】

22

施策22 スポーツ・レクリエーション環境の整備

現況と課題

- ・本市には、総合公園体育館をはじめ、多目的運動場、野球場、庭球場、武道館、温水プールなどのスポーツ施設があります。スポーツ施設のなかには老朽化が進んでいる施設もあることから、改修などを計画的に進め、安全かつ快適な施設の維持に努めていくことが必要です。
- ・スポーツによる健康づくりに対する市民意識が高まっていることから、市民が気軽に参加できるスポーツ活動の機会拡充が必要です。
- ・生涯スポーツに親しむことができる環境を整備するため、地域のスポーツ活動の拠点となる総合型地域スポーツクラブの取り組みを充実させていくことが必要です。
- ・本市ではスポーツ指導者を紹介する制度として、スポーツリーダーバンクを開始しました。スポーツ活動が多様化・高度化しているなか、市民ニーズに応じた指導者の確保を行うとともに、養成することも必要です。

基本方針

- スポーツ活動を通じて心身の発達や健康の増進を図るため、市民がいつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができる環境を整備します。

スポーツ・レクリエーション環境の整備

具体的な取り組み

(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備

- 市民が安全かつ快適にスポーツ施設を利用できるよう適正な維持管理に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の機会拡充

- 市民の体力向上や健康増進のため、ガス灯ロードレース大会をはじめ、各種スポーツ大会等を通して市民が気軽にスポーツを楽しめる機会を提供するとともに、スポーツイベントなどの情報提供の充実に努めます。

(3) スポーツ・レクリエーション推進団体の活動促進

- スポーツ活動を活性化するため、体育協会や各種スポーツ団体への支援を行います。
- 総合型地域スポーツクラブを育成し、子どもから高齢者まで、身近な場所で気軽にスポーツに参加できる環境の充実に努めます。

(4) 指導者の確保と指導力の向上

- 市民ニーズに応じた質の高い指導ができる人材の確保・養成・活用を図ります。また、スポーツ指導者の技術力やマネジメント力の向上を図るため、指導方法等の各種研修会への参加を促進します。
- 児童生徒の体力や資質能力を高めるため、専門知識と技能を有した指導者を小中学校へ派遣します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
体育施設管理運営事業	体育施設の指定管理、施設設備の維持補修を行います。	スポーツ振興課
ガス灯ロードレース大会事業	ガス灯ロードレース大会を開催します。	スポーツ振興課
総合型地域スポーツクラブ育成支援事業	総合型地域スポーツクラブの安定的な運営に向けた支援を行います。	スポーツ振興課
学校体育振興事業	専門知識と技能を有した指導者を小中学校へ派遣します。	指導課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
総合公園体育館の利用者数	総合公園体育館の利用者数	146,144人/年	153,000人/年

期待される役割

市民	日常生活にスポーツ活動を取り入れる。
地域	総合型地域スポーツクラブの活動に協力する。
事業所	イベントへの参加、協賛などスポーツ・レクリエーション活動に協力する。

23

環境行政の推進

施策分野【環境保全】

施策 23 環境行政の推進

現況と課題

- ・ 自然環境は、生態系を担う重要な要素であるほか、市民の安らぎの空間としての役割も持っています。本市の豊かな自然を保全し、維持するための取り組みが必要です。
- ・ 環境問題は、大気汚染や水質汚濁などの「都市・生活型公害」から、低炭素、循環型社会の形成や地球温暖化対策などの「地球規模の環境問題」へと変化しており、新たな環境問題に対する取り組みが必要です。
- ・ 環境問題に対する取り組みを推進するためには、市民の環境問題への関心を高めることが重要です。このためには、身近な地域の環境情報をわかりやすく提供することや、幅広い年代の市民が環境問題について、学べる場を確保するなど、学ぶ機会の充実が必要です。

基本方針

- 市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、その環境を将来にわたって維持するため、市民、事業者、行政が連携し、総合的かつ計画的に環境行政を推進します。

具体的な取り組み

(1) 環境基本計画の推進

- ・ 「環境基本計画」に基づき、市民、事業者、行政が連携して環境の保全及び創造を計画的・体系的に推進します。

(2) 環境学習の推進

- ・ インターネットを利用した環境情報をわかりやすく提供するなど、市民の環境に対する意識の向上を図ります。
- ・ 環境に対する意識の向上を図るため、環境学習プログラムを提供するなど、環境学習の機会を設けます。
- ・ ホタル自生地への借り上げを継続し、自然観察の場を確保します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
環境政策推進事業	「環境基本計画」に基づき、環境の保全及び創造を推進します。	環境政策課

期待される役割

市民	積極的に環境学習に取り組むとともに、自然に興味を持ち自然環境を保全する。 日常生活において環境へ配慮する。
地域	環境学習の推進に協力する。 自然環境（植物、動物等）を保全する。
事業所	事業活動における環境への負担を軽減する。 環境保全のために自発的に取り組む。

24

良好な環境の維持・形成

施策分野【環境保全】

施策 24 良好な環境の維持・形成

現況と課題

- ・ 本市は、都心から 40 km 圏内にありながら貴重な自然が残され、人々の生活と自然が近接していることが大きな特色であり、市民のくらしに安らぎやうるおいを与える一助となっています。今後もこの良好な環境を維持するための取り組みが必要です。
- ・ 空き缶や吸い殻等のポイ捨てなどを防止し、清潔で美しいまちにするため、環境美化に対する市民のモラルを高める取り組みが必要です。
- ・ 河川などの水質汚濁防止や、有害な化学物質の削減を進めるため、定期的な調査を実施するとともに、状況に応じた対策が必要です。
- ・ ヤードからの廃油などの流出に起因する土壌や地下水の汚染など、周辺環境への影響を防ぐため、千葉県条例に基づく不正ヤード防止に向けた取り組みなどが必要です。

基本方針

- 健康で安心して生活できる良好な環境を維持・形成するため、優良な自然環境を保全するとともに、環境美化活動や公害防止対策を推進します。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
高度処理型合併処理浄化槽設置基数	市の補助により高度処理型合併処理浄化槽が設置された基数	158 基	185 基

具体的な取り組み

(1) 優良自然地等の保全

- ・ 貴重な緑や生態系が存在し、生物多様性の確保にもつながるなど重要な地区については、環境観察モデル地区として指定し、保全に取り組みます。
- ・ ホテルが自生する自然地の借り上げを継続し、ホテルの生息環境を保全します。
- ・ 手繰川の清掃活動を実施し、水環境を保全します。

(2) 環境美化へのモラル向上

- ・ 「まちをきれいにする条例」に基づき、環境美化施策の推進に取り組みます。また、環境美化へのモラル向上につながる啓発に努めます。
- ・ ペットの適正な飼育管理についての理解促進を図るため、ペットの正しい飼い方や飼育マナー向上の啓発などを行います。また、法律に基づく犬の登録、狂犬病予防注射済登録などの周知を行います。

(3) 公害防止対策の推進

- ・ 野焼き、土砂等の不法投棄に対する監視活動、大気や水質等の調査活動により、公害の未然防止を図るとともに、状況に応じた対策を行うため、関係機関と連携し、規制や指導を行います。
- ・ 生活排水による水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに水環境改善に向けた啓発に努めます。
- ・ 羽田空港再拡張事業に伴う航空機騒音については、千葉県、関係自治体と連携し、国に対して騒音軽減に向けた対策を求めています。
- ・ ヤードの適正化を図るため、千葉県、警察など関係機関と連携しながら監視などに取り組みます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
自然環境対策事業	自然環境調査等によって、環境観察モデル地区を指定します。また、ホテル自生地への借り上げや河川清掃を行います。	環境政策課
環境衛生推進事業	「まちをきれいにする条例」に基づき、環境美化活動を推進します。	環境政策課
合併処理浄化槽普及促進事業	高度処理型合併処理浄化槽への切替設置に対して支援します。	環境政策課

期待される役割

市民	環境美化に対する意識を高める。
地域	優良自然地の保全や地域の環境美化活動を積極的に行う。
事業所	地域の環境美化活動に積極的に参加する。 廃棄物の適正処理など公害防止に努める。

25

環境衛生対策の推進

施策分野【環境保全】

施策 25 環境衛生対策の推進

現況と課題

- ・ 市民が快適で衛生的な生活を送るためには、公共下水道や合併処理浄化槽を活用し、し尿の適正な収集・処理を図ることが必要です。
- ・ 市営霊園は合葬式墓地を整備したことにより、安定した墓地供給ができています。墓地の承継の観点からも、将来の需要を見据えた適正な管理運営が必要です。
- ・ 葬祭事業については、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合で広域的な運営を行っています。施設が老朽化していることから、計画的な修繕を行うなど、今後も適正な管理、運営を進めていく必要があります。

基本方針

- 快適で衛生的な生活環境を維持するため、し尿や浄化槽汚泥の処理、将来を見据えた霊園や斎場の適正な管理運営などを行います。

具体的な取り組み

(1) 環境衛生対策の充実

- ・ 印旛衛生施設管理組合において、し尿や浄化槽汚泥の安定した処理を行います。
- ・ し尿や浄化槽汚泥の適切な収集体制を確保するため、し尿くみ取り業者及び浄化槽清掃業者への適切な指導を行います。

(2) 霊園事業の充実

- ・ 市営霊園の適正な管理、運営を行います。

(3) 斎場事業の充実

- ・ 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合において、さくら斎場を適正に運営します。
- ・ さくら斎場の修繕計画を策定し計画的な施設管理を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
印旛衛生施設管理組合事業	組合に参画し、し尿や浄化槽汚泥の処理を行います。	廃棄物対策課
市営霊園管理運営事業	市営霊園の適正な管理、運営を行います。	環境政策課
葬祭組合事業	組合に参画し、さくら斎場を運営します。	環境政策課

期待される役割

市民	環境衛生対策を遵守し、衛生的な生活を心がける。
----	-------------------------

26

循環型社会の推進

施策分野【循環型社会】

施策 26 循環型社会の推進

現況と課題

- ・ 環境への意識の高まりを背景に、持続可能な循環型社会に向けた取り組みの重要性が増してきています。また、再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの実践などに対する関心が高くなっていることから、これらの取り組みを推進していく必要があります。
- ・ 廃棄物による環境負荷の低減を図るため、リサイクル品目を拡大するなどの取り組みを進めていますが、本市のリサイクル率は減少傾向にあります。今後も市民生活や企業における3R（スリーアール）を推進することが必要です。

基本方針

- 持続可能な循環型社会を推進するため、市民、事業者、行政が協働して、資源の有効利用や省エネルギーの実践、3Rの推進に取り組みます。

具体的な取り組み

(1) 省資源・省エネルギーの推進

- ・ 環境負荷の軽減と再生可能エネルギーの普及促進を図るため、住宅用省エネルギー設備等の設置費用の一部を支援します。
- ・ 公共施設等の照明器具を環境配慮型に更新するなど省エネルギーの取り組みを推進します。

(2) 3R（スリーアール）の推進

- ・ 「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再生利用）」の3Rを推進します。
- ・ 不要品の交換情報の提供、買い物袋持参運動、食べきり協力店事業の推進などを通じて、ごみの減量やリサイクルに関する意識啓発に努めます。
- ・ 雑がみなどのリサイクルを推進するとともに、リサイクル品目の拡大や使用済小型家電の拠点回収場所の拡大などを図り、リサイクル率の向上を図ります。
- ・ ごみの減量、リサイクルの推進及び費用負担の公平性を目的に、家庭系ごみの処理手数料制度を導入します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
環境保全対策事業	住宅用省エネルギー設備等の設置費用の一部を支援します。	環境政策課
ごみ減量化・リサイクル推進事業	ごみの減量やリサイクルの推進などを目的に、家庭系ごみの処理手数料制度を導入します。	廃棄物対策課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
住宅用省エネルギー設備等設置件数	市の補助により住宅用省エネルギー設備等が設置された延件数	827件	1,125件
リサイクル率	ごみ排出量に占めるリサイクル処理された量の割合	22.9%	26.4%

期待される役割

市民	家庭において省資源・省エネルギーを実践する。 無駄なものは購入しない、ものを長く使う、分別を徹底するなどごみの減量化に取り組む。
地域	資源物回収に協力する。
事業所	省資源・省エネルギーを実践する。 事業系ごみの削減に取り組む。

施策分野【循環型社会】

27

ごみの適正処理

施策 27 ごみの適正処理

現況と課題

- ・ 本市は、ごみの減量化やリサイクルの分別を促進するため、市政だより、市ホームページによる周知を行うとともに、出前講座等により、ごみに関する情報提供や学習機会の提供を行い市民意識の向上に努めてきました。
- ・ 近年、市民1人当たりのごみ排出量は減少傾向にある一方、公道などへのごみの不法投棄が発生するなど、悪質な事案が見られます。不法投棄をそのまま放置すると、さらなる不法投棄を誘発することになり、生活環境の悪化を招くことから、迅速に撤去するなどの措置を講じた後、不法投棄を抑制する対策が必要です。
- ・ 本市は、ごみの安全で効率的な処理を行うため、クリーンセンターのごみ処理過程において、ダイオキシン類の恒久的な排出抑制を図るための対応に努めてきました。また、本市は最終処分場を保有していないことから、ごみの減量化により焼却灰の排出を抑制するとともに、今後も安定的な最終処分先を確保することが必要です。
- ・ ごみ処理施設については、新たにごみ処理施設への対応を図るとともに、今後も関係地区等と協議のうえ、整備に向け取り組む必要があります。

基本方針

- 将来にわたって適正なごみ処理を行うため、市民のごみに対する意識の高揚を図るとともに、安全・安定したごみ処理体制を構築します。

具体的な取り組み

(1) ごみに関する意識の高揚

- ・ クリーンセンターの見学やゴミゼロ運動の実施、再資源化した結果の“見える化”などリサイクルに関する情報提供を行い、ごみの分別徹底、ごみの減量化などごみに関する意識の高揚を図ります。
- ・ 区・自治会など地域団体が行う清掃活動を支援します。
- ・ 事業系ごみ搬入に対する分別指導を強化します。
- ・ 公道などに不法投棄された廃棄物の撤去処分を行い、不法投棄の誘発や生活環境の悪化を防止するとともに、不法投棄を未然に防止するためのパトロールを実施します。

(2) ごみ処理体制の充実

- ・ 収集運搬体制の充実を図り、高齢者や障害者のみの世帯のうち、ごみ出しが困難でほかに協力が得られない人を対象に家庭ごみの戸別収集を行います。
- ・ 安定的な最終処分先を確保します。

(3) ごみ処理施設の整備

- ・ 日常の運転管理、定期的な点検整備及び老朽化設備の修繕等を行い、ダイオキシン類など有害物質の排出規制を遵守し、クリーンセンターを安全かつ安定的に運営します。
- ・ 将来にわたって安定的なごみ処理を実現するため、関係地区等と協議を行い、新たなごみ処理施設の整備を推進します。また、ごみ処理施設の整備を契機とした地域の活性化に寄与する地域振興に取り組みます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
ゴミゼロ運動事業	市内一斉ゴミゼロ運動を実施します。	クリーンセンター
廃棄物収集運搬処理処分事業	市内で発生する廃棄物を区分して収集・運搬するとともに、リサイクルに配慮した適正な処理・処分を行います。	クリーンセンター
次期ごみ処理施設整備事業	新たなごみ処理施設の整備を推進します。	廃棄物対策課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
ごみ排出量	市民1人が1日に排出するごみの量	798g/ 人日	793g/ 人日

期待される役割

市民	ごみを出さない消費行動を実践する。 ゴミゼロ運動などの清掃活動に参加する。
地域	地域の清掃活動を行う。 ゴミゼロ運動などの清掃活動に協力する。
事業所	ゴミゼロ運動や地域の清掃活動に協力する。

施策分野【住環境】

28

施策 28 計画的な緑の整備

計画的な緑の整備

現況と課題

- ・ 本市は、谷津田や斜面林などの緑の自然環境を有しています。また、都市における緑の重要性から、都市公園や緑地等の整備、市民の森など、緑の保全と育成に努めてきました。一方で、首都圏のベッドタウンとして、都市化の進行や農林業者の減少に伴い、本市の財産である貴重な緑は徐々に減少しています。
- ・ 緑は、市民生活に安らぎやうるおいを与え、動植物の生息域としても貴重な資源となることから、市街地内の緑が少ない本市では、緑の持つ、良好な景観、防災機能や多様な動植物の生態系の機能をより高く発揮するため、緑に連続性を持たせ、まとまりのある緑を創出していく緑のネットワーク化が必要です。
- ・ 本市は、緑に関する基本的な考え方を示す「みどりの基本計画」に基づき、緑地、緑化等の推進を図るとともに、長期的な方針となる「みどりの基本計画長期行動計画」を平成 27 年度に策定しました。今後も、市民、事業者等と連携しながら緑の保全、創出へ引き続き取り組むとともに、緑を大切にしようとする気運を高めていくことが必要です。
- ・ 都市化の進行に合わせて整備した公園施設では、施設や遊具の老朽化が進んでいる公園もあることから、安全性を確保するための取り組みが必要です。また、公園が持つ防災機能、環境保全機能、市民の憩いや健康づくりの場など、多様化する市民ニーズに沿った整備を進めていく必要があります。

基本方針

- 緑地や公園が持つ機能を楽しむため、緑の拠点と市街地の緑地空間を結ぶ緑のネットワークを形成します。また、公園の整備や緑地、里山、谷津田などの保全を市民と協働して推進します。

具体的な取り組み

(1) みどりの基本計画の推進

- ・ 「みどりの基本計画」に基づき、緑の保全や緑化の推進に総合的・計画的に取り組めます。
- ・ 市民、事業者、行政が連携を図りながら、たろやまの郷、市民の森等と、市内に広がる緑地、里山、谷津田などをつなぐ、緑のネットワークの維持・形成に努めます。
- ・ 都市緑化行事を開催するなど、市民の緑化に対する意識を高め、市民の身近な空間における自主的な緑化の促進を図ります。

(2) 公園・緑地の整備

- ・ 安全で快適な都市公園を維持するため、老朽化した施設の計画的整備や遊具の安全性を確保した整備を進めます。また、適正な利用に配慮し、利用者と周辺住民のトラブルなどを未然に防ぐとともに、市民の自主的な管理を促進します。
- ・ 市内に広がる緑地、里山、谷津田などの保全に努めるとともに、自然を活かした学びや遊びを取り入れた活用が図られるよう、関係者や利用者の意向等を踏まえた維持・整備を進めます。
- ・ 都市公園の利便性向上のため、民間活力を導入した機能強化に努めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
緑化推進事業	栗山みどりの保全事業を推進するほか、計画的に緑のまちづくりを推進します。	都市計画課
都市公園・緑地維持管理事業	公園内施設の点検保守管理、樹木管理、遊具等施設修繕を行います。	都市計画課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
市民一人当たりの都市公園面積	市民1人当たりの公園整備面積	7.3 m ² /人	9.0 m ² /人

期待される役割

市民	地域の公園を利用し、維持管理に積極的に参加する。また、自然環境を保全するとともに、住宅地における緑化の推進に努める。
地域	公園・緑地づくりに積極的に関わるとともに、維持管理に努める。
事業所	地域の公園の維持管理に積極的に参加する。また、事業所における緑化の推進に努める。

施策分野【住環境】

29

施策 29 良好な住宅・住環境の整備

現況と課題

- ・本市の市街地は、四街道駅を中心とした既成市街地と、計画的に開発された住宅地に大別されます。計画的に開発された住宅地は、敷地面積も広く、生活基盤も整っていることから、住環境について高い評価を得ています。一方、既成市街地は、安全性や利便性を高める生活基盤の向上に向けた取り組みが必要です。
- ・計画的に開発された住宅地である「めいわ」、「もねの里」地区では、平成 26 年度以降、住宅供給が増加傾向で推移し、新たな市民の入居が進んでいます。一方、整備後、30 年以上を経過した地域では、住民の高齢化や空き家の増加など、新たな問題が顕在化しています。
- ・景観面では、四街道駅から北へ伸びる松並木シンボルロードのほか、LED 化したガス灯を有する住宅地など、良好な景観を有する地域があります。良好な住環境・景観は、定住人口の維持・拡大に向け、重要な要素となります。しかし、住環境・景観の形成にあたっては、地区計画に基づくところも大きいことから、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし継続的に取り組んでいくことが必要です。
- ・これまで以上に老年人口の増加が見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域で住み続けることができる住環境の整備が必要です。また、住宅のセーフティネットの役割も担う市営住宅は、建築後、年数が経過し老朽化が進行していることから、改修等による居住環境の維持・向上が必要です。

基本方針

- 市民の定住と転入促進のため、安定した住宅供給や総合的な住宅施策の推進と地区計画制度等の適切な運用により良好な住環境の維持・形成を図ります。また、魅力ある景観づくりの維持・形成に努めます。

良好な住宅・住環境の整備

具体的な取り組み

(1) 居住環境の維持・向上

- ・ 住宅地については、「都市計画マスタープラン」や「開発行為指導要綱」などにに基づき、良好で快適な居住環境の維持・形成を誘導します。
- ・ 「住生活基本計画」に基づき、住宅施策を総合的・計画的に推進します。
- ・ 今後、増加が懸念される空き家に対しては、「空き家等対策計画」に基づき、空き家の発生抑制、適正管理を行うとともに、空き家バンク制度を創設し、空き家の有効活用に努めます。
- ・ 違反建築物の発生を未然に防止するため、関係機関と連携して建築パトロールを実施し、監視体制を維持・強化します。
- ・ 介護、子育てなど親世帯と子世帯がお互いに協力できる環境づくりを推進する親元同居、近居等への支援を行います。

(2) 魅力ある景観づくりの推進

- ・ 住宅地については、地区計画を推進し、市民主導による住環境の向上に努めます。
- ・ 公共空間については、周辺の景観や環境との調和を図るよう、その意匠や、形態、色彩などに配慮します。また、街路樹等の適正な管理に努め、景観維持に取り組みます。
- ・ 放置自転車等については、パトロールを実施するとともに、指導・撤去を行うなど、景観維持に努めます。

(3) 快適な住まいの整備

- ・ 家屋のリフォームやバリアフリー化を促進します。
- ・ 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、各市営住宅の個別改善を実施し、入居者の居住性を高めていきます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
住生活基本計画推進事業	「住生活基本計画」に基づき、住宅施策を総合的・計画的に推進します。	建築課
街路樹管理事業	街路樹の剪定、危険木除去、除草などを行い、景観の維持と道路交通の安全確保に取り組みます。	道路管理課
建築行政事業	住宅リフォームに対する支援を行います。	建築課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
放置自転車等撤去台数	自転車等放置禁止区域における放置自転車・原動機付自転車・自動二輪車の年間撤去台数	725 台/年	700 台/年

期待される役割

市民	地区計画を遵守するなど、良好な居住環境の維持・形成に努める。
地域	地区計画を遵守するなど、良好な居住環境維持に努める。また、地区計画がない地域は、地区計画の導入に努める。
事業所	地区計画を遵守するなど、良好な居住環境の維持・形成に努める。

施策分野【生活基盤】

30

施策 30 排水対策の推進

現況と課題

- ・ 本市を流れる河川は、鹿島川、上手繰川、勝田川の3水系に分かれ、この3河川に公共下水道の雨水幹線やその他の排水路などが流入しています。
- ・ 都市化の進展に伴う、土地の保水・遊水機能の低下や近年の局地的大雨により、市街地内の一部に浸水・冠水などの被害が発生しており、雨水対策のさらなる強化が必要です。
- ・ 雨水対策については、長期の整備期間を必要とする河川の流域整備に留まらず、雨水が短時間に河川へ流れ込まないように、一時的に雨水を貯留するなど、さまざまな対策を総合的に行っていくことが必要です。
- ・ 本市は、道路施設の排水機能向上のため、側溝の改善や排水施設がない地区への側溝整備を計画的に進めてきましたが、未整備地区の解消にまでは至っていません。一方、既存側溝の老朽化や土砂が堆積している箇所など、側溝の持つ機能が十分に発揮できていない箇所もあり、市民ニーズを踏まえた側溝整備と適切な維持管理を進めていく必要があります。

基本方針

- 大雨時における溢水を防止するため、河川、排水路、排水施設の整備や雨水を貯留する施設の整備など、総合的な雨水対策を進めます。

排水対策の推進

具体的な取り組み

(1) 河川・排水路の整備

- ・市内の浸水や冠水を防止するため、東部排水路、第3排水路及び雨水幹線等の溢水対策を進めます。

(2) 道路排水施設の整備

- ・道路側溝の新設を進め、未整備地区の解消に努めます。
- ・道路冠水を未然に防止するため、道路側溝の改修や側溝内に堆積した土砂の撤去を行うなど、道路側溝の機能を維持します。
- ・事業者の開発行為に対して適切な指導を行い、宅地からの雨水流出の抑制を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
浸水対策事業（再掲）	浸水被害の軽減に向けた雨水排水施設を整備します。	下水道課
排水溝整備事業	道路側溝の新設、改修を行います。	道路管理課

期待される役割

市民	住宅敷地内での雨水貯留施設や浸透ますの設置に努める。
地域	道路排水や排水施設の維持管理に努める。
事業所	事業所敷地内での雨水貯留施設や浸透ますの設置に努める。

31

下水道の整備・充実

施策分野【生活基盤】

施策 31 下水道の整備・充実

現況と課題

- ・ 公共下水道の汚水については、生活環境の向上、公共用水域の水質保全などを目的に、計画的な整備を行い、平成29年度末には、整備率88.6%となっています。
- ・ 市街化区域内を中心に整備が進められた下水道の管路施設は、施設整備後50年を経過している箇所もあり、老朽化に伴う更新費用の増大が懸念されています。このため、施設の損傷が軽微なうちに補修し、長持ちさせるという予防保全の考えに基づく維持管理により、施設の長寿命化に取り組んでおり、今後も継続していく必要があります。
- ・ 公共下水道の整備は着実に進んでいますが、整備済区域のなかには、未接続の世帯があり、下水道接続への啓発が必要です。

基本方針

- 快適で衛生的な生活環境を維持するため、計画的な長寿命化対策を進めるとともに、供用開始地域の公共下水道への接続を促進します。

具体的な取り組み

(1) 公共下水道の整備

- 整備済の公共下水道については、「下水道長寿命化計画」に基づき、予防型の対策事業を推進します。

(2) 公共下水道の普及・促進

- 整備済区域における未接続世帯に対して、下水道接続への啓発に努めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
下水道長寿命化事業	計画的な長寿命化対策を進めます。	下水道課
下水道普及・促進事業	整備済区域内の未接続世帯の解消に向けた啓発に取り組みます。	下水道課

期待される役割

市民	下水道には不適切な物を流さないよう正しい下水道の知識を習得する。 整備区域内において、下水道が未接続の場合は、下水道への接続を行う。
地域	地域の市民に、下水道には不適切な物を流さないよう正しい下水道の知識を共有する。
事業所	下水道には不適切な物を流さないよう正しい下水道の知識を習得する。 整備区域内において、下水道が未接続の場合は、下水道への接続を行う。

施策分野【生活基盤】

32

施策32 安定した水の供給

現況と課題

- ・ 本市の水道事業は、昭和37年の給水開始以来、急激な人口の増加に対応するため、給水能力の向上に努めており、平成29年度末には、99.6%の高い普及率となっています。
- ・ 本市は、水源を地下水に依存してきましたが、昭和47年の県公害防止条例による地下水取水規制により、昭和56年から、印旛広域水道用水供給事業に参加し、表流水への転換を進めています。表流水への転換には、水資源の確保が必要であることから、印旛広域水道用水供給事業を通じて、水源の確保に努めています。
- ・ 本市は、増加する市内の水需要に応じた水道施設の整備を推進するとともに、安全な水を供給するため、老朽管や施設設備の更新を着実に進めてきました。今後も、安全な水を供給するため、主要水道管、老朽管及び浄水施設等の計画的な更新や徹底した水質の維持管理が必要です。

基本方針

- 安全な水を安定して供給していくため、水源の確保と取水・浄水・配水施設の整備、更新を計画的に進めていきます。

安定した水の供給

具体的な取り組み

(1) 水資源の確保

- ・ 印旛広域水道用水供給事業に参加し、水道水源の確保に努めます。

(2) 安全で安定した給水

- ・ 市民が常に安全な水の給水を受けられるよう、水質調査を行い、引き続き万全な水質管理に努めます。
- ・ 浄水施設等の日常点検の充実と、施設の長寿命化に向けた計画的な更新、改修を進めます。
- ・ 漏水の防止や安定した給水を図るため、主要水道管、老朽管等を計画的に更新します。また、更新に際しては、耐震管への入れ替えを進め、管路の耐震化率の向上を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
印旛広域水道用水供給事業	印旛広域水道用水供給事業に参加し、長期安定給水に向けた水源確保を行います。	政策推進課
水道管布設事業（再掲）	主要水道管、老朽管等を計画的に更新するとともに、耐震管への入れ替えを進めます。	水道課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
管路の耐震化率	耐震管路延長/管路総延長	31.5%	36.8%

期待される役割

市民	水資源の重要性を理解し、節水を心がける。 赤水の発生や漏水を発見した場合、速やかに通報する。
地域	水資源の重要性を理解し、節水を呼びかける。
事業所	水資源の重要性を理解し、節水を心がける。 赤水の発生や漏水を発見した場合、速やかに通報する。

33

道路網の整備・拡充

施策分野【道路・交通】

施策33 道路網の整備・拡充

現況と課題

- ・本市には、高規格幹線道路である東関東自動車道水戸線が市内北部を横断し、四街道インターチェンジが設置されています。また、一般国道である国道51号が市内南部を横断しており、主要地方道（県道）が四街道駅を中心に市街地を横断する形で整備されています。
- ・千葉市に隣接し、成田空港に近接している本市は、通過交通量も多く、その多くが四街道駅を中心に市街地を横断する主要地方道（県道）の利用が主体となっています。このため、市街地中心部は、通過交通を含め、朝夕の慢性的な交通渋滞を招いていることから、市街地中心部の交通渋滞を緩和させることが優先的な課題と捉え、市内を通過するだけの交通を、市街化区域から離れた位置で分散を図り、中心市街地の交通量を削減する必要があります。
- ・市内交通網を形成する本市の都市計画道路は、計23路線、総延長50.02kmが計画決定されています。都市計画道路の整備率は、平成29年3月31日時点で49.8%であり、県平均の58.3%と比べて低い整備率に留まっていることから、市街地の渋滞を招きやすく、渋滞の影響から生活道路への過剰な通過車両の流入も起きやすい状態になっています。
- ・道路は、地域間の交流を促進し、市民の暮らしと企業活動を支え、災害時には救援救護、緊急物資輸送など、安全なまちづくりには欠かせない施設です。しかし、近年、橋梁をはじめ老朽化した社会資本の維持・更新が財政上の負担となってきました。今後は、交通渋滞の解消や防災力を強化するために効率的かつ効果的な路線の整備を進めていく必要があります。

基本方針

- 交通渋滞緩和や道路利用者の利便性、安全性の向上を図るため、「都市計画道路整備プログラム」に基づく整備を進めるとともに、都市間交通を高める一般国道・主要地方道（県道）の整備推進を働きかけます。また、安心して利用できる生活道路の整備に努めます。

具体的な取り組み

(1) 広域幹線道路の整備促進

- ・ 国道51号や主要地方道（県道）については、市内の道路網の骨格となることから、円滑な交通を確保するため、引き続き関係機関に整備を要望していきます。

(2) 都市計画道路等の整備

- ・ 都市計画道路については、将来の道路網や整備の優先度を定めた「都市計画道路整備プログラム」に基づき、防災や渋滞緩和の視点から市の南北を結ぶ道路の整備を優先的に進めるほか、事業中の路線の早期完成と、未整備路線の早期着工に努めます。
- ・ 既存の幹線市道については、道路の改修や補修を行い、道路交通事故防止に努めます。

(3) 一般市道（生活道路）の整備・充実

- ・ 生活道路については、道路の新設改修や交差点改良を行い、交通事故の防止に努めます。また、狭あい道路などの拡幅・整備を行います。さらに市が管理する橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく予防型の対策事業を推進します。
- ・ 公共性の高い私道に対し、整備費用の一部を支援します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
道路整備事務事業	国道、主要地方道（県道）の整備を国、県など関係機関に要望していきます。	道路建設課
3・3・1号山梨臼井線整備事業	都市計画道路3・3・1号山梨臼井線の1工区の整備及び2工区整備に向けた調査を行います。	道路建設課
道路新設事業	交差点改良事業や狭あい道路の改善を行い道路の安全性・快適性を高めます。	道路建設課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
都市計画道路の整備率	整備済延長/計画決定済延長	49.7%	50.7%

期待される役割

市民	各事業者や市の道路整備のための事業推進に協力する。また、利用道路の改修時は、通行回避などで協力する。
地域	道路整備や利用道路の改修などの情報共有に努める。
事業所	各事業者や市の道路整備のための事業推進に協力する。また、利用道路の改修時は、通行回避などで協力する。

施策分野【道路・交通】

34

施策34 交通環境の整備

交通環境の整備

現況と課題

- ・市が管理する市道は、平成29年度において実延長425kmで、誰もが安全に道路を利用できるよう、道路パトロールの実施による損傷箇所の早期発見や市民要望の迅速な対応など、適正な維持管理に努めています。
- ・本市は、高齢者や障害者の利用頻度が高い医療施設や福祉施設が集中して立地しているとともに、今後、本市における高齢者人口の一層の増加が予測されることから、高齢者、障害者など誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点による交通環境の整備が必要です。また、歩道の拡幅やバリアフリー化、交通安全施設の整備などにも取り組んでいく必要があります。
- ・四街道駅周辺は、交通量が多いことに加えて、通勤時間帯での自家用車による駅までの送迎、買い物などによる一時停車、放置自転車の発生などさまざまな要因から交通渋滞を招きやすい状態となっています。平成28年度に実施した市民意識調査において、「道路・交通」の不満度が最も高い分野となっていることから、交通渋滞の軽減など、道路環境の改善や迷惑行為の解消に向けた取り組みをさらに進めていく必要があります。

基本方針

- 誰もが安心して利用できる交通環境を整備するため、ユニバーサルデザインの視点のもと、道路のバリアフリー化を進めるとともに、歩道・道路の適切な維持管理を行います。また、駅周辺における交通環境の改善に取り組めます。

具体的な取り組み

(1) 道路管理の強化・充実

- ・ 道路パトロールを実施し、破損箇所の早期発見、早期修繕を行うなど、道路の適切な維持管理に努めます。また、道路用地における除草、清掃など、適正な環境の維持に努めます。
- ・ 交通環境を向上させるため、交通安全施設の整備のほか、歩道のバリアフリー化、ゾーン30の指定区域内整備など交通安全施策を推進します。

(2) 駅周辺の交通環境の整備

- ・ 四街道駅周辺については、駅利用者のニーズを十分に踏まえたうえで、段階的な再整備を検討します。
- ・ 駅周辺環境を維持するため、駅前広場、市営駐車場の維持・管理及び放置自転車等禁止区域における放置自転車等への指導・撤去を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
道路管理事業	道路パトロールを実施し、破損箇所の早期発見、早期修繕を行うなど、道路の適切な維持管理を行います。	道路管理課
放置自転車対策事業	放置自転車・原動機付自転車・自動二輪車の指導・撤去を行います。	道路管理課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
バリアフリー化した歩道整備箇所数	歩道の段差解消のため、バリアフリー化を行った箇所数	174 か所	202 か所

期待される役割

市民	違法駐車・違法駐輪などの迷惑行為をしない。また、道路の陥没・破損などを発見した場合、速やかに通報する。 道路沿線の住民は、道路交通の妨げとならないよう樹木や物件等の管理を行う。
地域	交通量の多い道路や通学路における子どもの安全確保に努める。
事業所	違法駐車・違法駐輪などの迷惑行為をしない。また、道路の陥没・破損などを発見した場合、速やかに通報する。

35

公共交通サービスの充実

施策分野【道路・交通】

施策35 公共交通サービスの充実

現況と課題

- ・ 鉄道、バスなどの公共交通機関は、多くの市民の日常生活を支え、だれもが利用できる身近な移動手段として重要な役割を担っています。特に本市は、多くの市民が通勤通学などにJR線を利用しており、市民生活に欠くことのできない大切な公共交通機関となっています。
- ・ JR線については、東京・千葉方面への輸送力の増強や駅舎のバリアフリー化などの改善が進められてきましたが、利便性の一層の向上を図るため、列車増発による輸送力の強化や、終電時刻の繰り下げ、安全性に配慮した駅舎改善などが必要です。
- ・ 主要な市内バス路線は、四街道駅、物井駅を主な起点として17路線でのサービスが提供され、市内の移動手段として重要な役割を担っています。また、公共交通空白地域が市街地縁辺部を中心に点在しています。その多くは人口低密地域であるものの、必要最小限の交通サービスを確保し、地域の実情に合った最適な地域公共交通の導入を検討する必要があります。
- ・ 近年、バス路線によっては利用者が減少傾向にあり、バス事業者による路線の維持が困難となってきています。バス路線の維持拡充のため、収益性の向上や地域との協力体制のさらなる強化が必要です。

基本方針

- 利便性の高い公共交通を実現するため、JR線における輸送力の増強や駅舎の改善を求めるとともに、バス路線の維持と、便数の増加に努めていきます。また、タクシー事業者等の活用による公共交通の維持・充実に努めていきます。

具体的な取り組み

(1) JR線のサービス強化

- ・ JR線の利便性向上のため、通勤時間帯における列車の増発や、終電時刻の繰り下げなど、運行ダイヤの更なる改善と安全性に配慮した駅舎改善を、県及び関係市町と連携して事業者要望してまいります。

(2) 地域交通の確保・充実

- ・ 路線バスについては、バス利用者を増加させるため、運賃体系等の見直しなどサービスの充実をバス事業者に働きかけていくとともに、広報等におけるPRを積極的に行ってまいります。また、バス路線沿線の地域住民の協力のもと、バス路線の維持や拡充のための取り組みを進めます。
- ・ 市内循環バス「ヨッピー」については、収益性と市民の利便性に配慮した運行の改善を図ります。
- ・ タクシー事業者などの交通主体との連携や市民ニーズに応じた交通システムの構築に努めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
交通計画推進事業	市民の利便性向上を図るため、交通事業者と協議し、調整を図るとともに要望を行います。	政策推進課
市内循環バス運行事業	市内循環バス「ヨッピー」の運行に対して支援します。	政策推進課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
交通路線数	市内の交通路線の本数	17 路線	17 路線

期待される役割

市民	公共交通機関を可能な限り利用し、路線維持に協力する。
地域	公共交通機関を維持するため、地域住民に利用を呼び掛けるとともに、路線維持に協力する。
事業所	公共交通機関を可能な限り利用し、路線維持に協力する。

36

市街地の計画的整備

施策分野【市街地形成】

施策 36 市街地の計画的整備

現況と課題

- ・本市の市街地は、主に四街道駅を中心に自然発生的に市街化が進んだ既成市街地と、昭和40年代以降、計画的に開発・造成された住宅団地を中心とする新市街地とに大別され、新市街地の開発は現在も続いています。
- ・新市街地として開発が進められている成台中土地区画整理事業においては、居住機能、商業業務機能等を有する新たな市街地形成に向け、積極的に支援をしていく必要があります。
- ・本市では、昭和40年代から昭和50年代に開発・造成された地域では、世代交代による住宅の建て替えや住み替えが一部で見られることから、これらの動きと連動した都市基盤施設の更新や再構築を図ることが重要です。
- ・既成市街地のなかでは、防災対策や居住環境向上の面からも、市街地の再整備が必要な地区があり、要整備地区の抽出や事業化に向けた調査研究を行う必要があります。

基本方針

- 快適な市民生活を実現し、かつ、定住人口増加に結び付けるため、既成市街地における都市防災機能の強化や土地区画整理事業の継続的な支援に取り組むとともに、「都市計画マスタープラン」の方針に基づき、計画的なまちづくりを進めます。

具体的な取り組み

(1) 都市計画マスタープランの推進

- ・ 良好な住宅都市を形成していくため、「都市計画マスタープラン」の方針に基づき、まちづくりを進めます。

(2) 居住環境の計画的整備

- ・ 鹿渡南部地区、成台中地区、物井新田地区で行われている土地区画整理事業の早期完了に向けて、適正な指導等により、良好な居住環境を有した新市街地の計画的な形成を図ります。また、事業地周辺の地区においては、区画整理と連携した効果的な事業の促進を図ります。
- ・ 市街化区域内の未利用地については、個別の無秩序な宅地化を防止するため、適正な誘導を図り、公共空間の確保に努めます。

(3) 既成市街地の再整備

- ・ 防災対策や居住環境の向上の面から市街地の再整備が必要な要整備地区の抽出や、地域の特性に合った整備手法を検討します。また、四街道駅南口地区市街地の再開発事業については、関係者の意向を把握し、事業化に向けた調査研究を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
都市計画事務事業	「都市計画マスタープラン」の方針に基づき、まちづくりを進めます。	都市計画課
成台中土地区画整理事業	土地区画整理事業の指導・支援を行うとともに、区画整理区域外整備等を行います。	都市整備課
都市整備事務事業	計画的な市街地整備を進めるとともに、四街道駅南口地区市街地形成について、調査研究を行います。	都市整備課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
土地区画整理事業による整備地区数	土地区画整理事業による整備済地区数	10 地区	13 地区
土地区画整理事業による整備面積	土地区画整理事業による整備済面積	268.6ha	331.0ha

期待される役割

市民	「都市計画マスタープラン」の方針に基づいたまちづくりに協力する。
地域	「都市計画マスタープラン」の方針に基づいたまちづくりに協力する。また、地域の未利用地や空き家等の情報提供を行う。
事業所	地域の特性に応じた秩序ある市街地の開発、再開発に協力する。

37

都市核等の計画的形成

施策分野【市街地形成】

施策37 都市核等の計画的形成

現況と課題

- ・ 本市は、中心市街地として発展してきた四街道駅周辺地区を都市核として位置づけ、多様な都市機能の集積やにぎわいとふれあいのある中心拠点をめざし、土地区画整理事業を実施するなど、さまざまな施策を推進してきました。
- ・ 本地区では、大規模事業所と中学校移転による跡地を活用し、大型商業施設、都市型高層住宅など、多様な都市機能のみならず、松並木シンボルロードなど、シンボル性を有した街並みの形成と優れた景観が創出されています。一方、四街道駅周辺では、駐車場として利用される土地の低利用が見られることから、今後は、これらの有効なストックについて利活用を促進する必要があります。
- ・ 市域の均衡ある発展のためには、都市核1か所に都市機能を集中させるだけでなく、都市核を補完する地域の発展が必要です。
- ・ 土地区画整理事業により、居住環境が向上し、商業業務機能の強化が図られた物井駅周辺地区と、広域的な幹線道路、都市計画道路が接続する交通上良好な立地条件を有する成台中地区を地域核として位置づけ、これら地域核の整備を促進していくことで、市内の均衡ある発展に結びつけていくことが必要です。

基本方針

- 中心市街地をにぎわいやふれあいのある中心拠点とするため、本市の発展の核「都市核」として位置づけ、諸機能の誘導を図ります。
- 市の均衡ある発展のため、都市核を補完する地域を「地域核」として位置づけ、諸機能の誘導を図ります。

具体的な取り組み

(1) 都市核の整備

- ・都市核としての機能集積の促進に努めます。また、四街道駅周辺地区のにぎわいの創出や利便性の向上を図るため、四街道駅北口広場については、駅利用者のニーズを十分に踏まえたうえで、段階的な再整備を検討します。
- ・四街道駅南口の市街地再開発事業については、都市核としてふさわしい高度利用を図るため、関係者の意向を把握し、事業化に向けた調査研究を行います。
- ・都市核北地区については、その優れた立地特性を活かすため、周辺の土地利用を十分に勘案し、市民の利便性確保に留意したうえで、活用の方策を検討します。

(2) 地域核の整備

- ・物井駅周辺地域核においては、商業業務機能、居住機能の誘導を図ります。
- ・成台中地域核においては、成台中土地区画整理事業を促進するとともに、成台中地区の都市機能整備を推進します。また、商業業務機能等の各種機能集積の促進に努めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
四街道駅北口広場再整備事業	駅利用者のニーズを踏まえ、北口広場の段階的な再整備を検討します。	道路管理課
成台中土地区画整理事業（再掲）	地区外とのアクセス道路である中台4号線の整備を行います。	都市整備課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
地域核の土地区画整理区域における入居率	物井、物井新田、成台中の土地区画整理区域内の入居率（入居人口/計画人口）	33.3%	49.7%

期待される役割

市民	計画的なまちづくりに協力する。また、都市核等のにぎわいの創出に貢献する。
地域	イベントを開催するなど、都市核等のにぎわいの創出に貢献する。
事業所	計画的なまちづくりに協力する。また、都市核等のにぎわいの創出に貢献する。

38

商工業の振興

施策分野【産業・就業支援】

施策38 商工業の振興

現況と課題

- ・市の活力を維持・向上させていくためには、市内の経済活動が活発であることが重要です。また、まちににぎわいを創出するためには、大型商業施設と中小企業者が共存していくことが必要です。
- ・創業者に対する支援や、地域と商店会などが連携し地域を活性化する取り組みなどへの支援を充実させていく必要があります。
- ・景気の低迷や後継者不足の問題などにより、中心市街地においても空き店舗が発生しています。
- ・流通業などをはじめ、都心や成田空港への交通アクセスが良好な本市の特性を活かした企業立地が十分に進んでいません。千葉市に隣接し成田空港にも近接する本市の立地条件を活かした企業誘致など、本市の産業強化が必要です。
- ・就業意欲がある市民に対しては、関係機関と連携した就業支援を行うとともに、障害のある人などの就業機会の確保についても福祉部門との連携が必要です。

基本方針

- 商工業の振興のため、商店会や商工会などと協力して中心市街地の活性化などに取り組むとともに、新たな企業の誘致や創業支援、中小企業者に対する支援などを実施します。
- 雇用機会拡大のため、関係機関等と連携した就業支援の充実を図ります。

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
空き店舗補助事業活用数	空き店舗等活用事業補助制度を活用して出店した店舗数	4件	10件

期待される役割

市民	市内で買い物をするなど市内中小企業者の育成に協力する。 中心市街地のイベントに参加する。 市内の商業施設等について、SNS等を活用してPRする。
地域	商工業者と連携した地域づくり活動を行う。 SNS等の情報媒体の活用や、タウン情報誌を発行し、市内の店舗等をPRする。
事業所	異業種交流を通じた中小企業者間の連携強化に取り組む。 市民の雇用機会の創出に協力する。 託児所等を確保する取り組みを進める。 若者向けのフリースペースやコラボイベントを企画・開催する。

具体的な取り組み

(1) 地域産業の振興

- ・ 中心市街地等の活性化を図る空き店舗等活用事業補助制度を活用し、地域産業の振興を図ります。
- ・ 地域で行う地域活性化イベントや安心して買い物ができる環境づくりに対する支援などを通じて、中小企業者と地域との連携強化に取り組みます。また、この取り組みを通じて、商店会等における地域経済の担い手育成に努めます。
- ・ 農業者の所得向上につながる 6 次産業化に向けた取り組みを支援するとともに、商工会などが取り組む地域振興事業を支援します。
- ・ 生産者・商工業者と消費者との相互理解を深めるため、産業まつりを開催します。
- ・ 民間事業者などが行うイベント等を支援し、その効果を検証しながら、にぎわいのある地域づくりと地域産業の振興を図ります。
- ・ 健康維持等にもつながるウェルネスツーリズムの視点を取り入れながら、本市の地域資源である豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズムを市民団体と連携して推進します。また、ツーリズムの拠点などの整備に向けた取り組みを支援します。

(2) 中小企業の支援

- ・ 中小企業者の経営基盤安定を図るとともに、新製品開発や技術革新などに前向きに取り組む中小企業者を支援します。
- ・ 商工会などと連携しながら、中小企業の経営者が抱える課題を共有し、経営相談や地域産業に関する情報提供を行うとともに、「創業塾」などによる新たなビジネスプランの創出を支援します。

(3) 企業誘致環境の整備と創業への支援

- ・ 企業誘致の促進に向け、金融機関などと連携して進出したい企業のニーズの把握や企業とのネットワークの構築を図ります。また、特定地域において、進出企業に対する優遇措置となり得る制度を研究します。
- ・ 市外の中小企業者などに対して、空き店舗等活用事業補助制度を活用した積極的な誘致活動を行います。また、本市における創業を促進するため、コワーキングスペース等の環境を整備します。

(4) 就業支援の充実

- ・ 千葉県、ハローワーク、ジョブカフェちばなどと連携を図り、セミナー開催や雇用情報の提供に努めます。
- ・ 空き店舗等の活用により、新たな雇用機会を創出するとともに、中小企業者などの協力を得て、障害のある人などの雇用機会の確保に努めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
中心市街地等活性化事業	空き店舗などを活用した出店に対する支援や中心市街地活性化に向けた関係者の連携強化、情報発信、イベント開催への支援などを実施します。	産業振興課
中小企業資金融資事業	中小企業者の資金調達を支援します。	産業振興課
企業誘致事業	特定地域において、進出企業への優遇措置を研究します。	産業振興課
労働行政事業	関係機関と連携し、セミナーなどを開催します。	産業振興課

施策分野【産業・就業支援】

39

施策 39 農林業の振興

農
林
業
の
振
興

現況と課題

- ・本市では、農業の中心的な担い手である認定農業者を支援するとともに、農業者との積極的な交流と地場産品のPR及び地産地消の推進を目的とした市内農産物の収穫体験などの取り組みを行っています。しかし、販売農家数は減少傾向で推移していることから、耕作放棄地への対策や農地集約の取り組み、生産基盤の整備や体制の効率化、新規就農者への支援が必要です。
- ・市の特産品であるメロンやカラーピーマンの生産を推進していることから、認知度向上を図るため、情報発信を強化するとともに生産拡大を図る必要があります。
- ・地産地消として、市内で生産された新鮮な農産物が提供できる朝市の開催を支援しています。また、民間企業と連携し、地産地消フェアを開催しています。今後も、情報発信などを通じて周知を図るとともに、新たな販路拡大に対する検討が必要です。
- ・市内の森林は、担い手の高齢化などにより整備が行き届かないことから、適切な森林保全のための支援が必要です。

基本方針

- 農林業の振興のため、生産基盤の整備や農業経営者の育成支援、特産品の育成などを行うとともに、市民と農林業とのふれあいを推進します。

具体的な取り組み

(1) 農林業生産基盤の整備

- ・ 「農業振興地域整備計画」に基づき、農道整備など必要な基盤整備を行うとともに、計画的な土地利用と優良農地の保全を推進します。
- ・ 耕作放棄地を解消する農業者や団体への支援を行います。
- ・ 「森林整備計画」に基づき、造林や下刈りなどを計画的に進め、森林の保全と整備に努めます。

(2) 農業経営者の育成・支援

- ・ 優れた農業経営者の育成と確保のため、計画的かつ意欲的に経営改善に取り組む農業者を認定農業者として積極的に認定・支援するとともに、地域の実情に即した「人・農地プラン」を作成します。また、新規就農者への支援や農地バンクを活用した農地集約による農業経営を促進します。
- ・ 農業者や農産物生産団体への支援を継続的に実施し、農産物の生産性向上や経営の安定を図ります。
- ・ 市の特産品の生産力を向上させる取り組みを支援するとともに、広く消費者にPRします。
- ・ 米の生産調整による転作に対して支援を行います。

(3) 農林業とのふれあいの促進

- ・ 市民が実際に農業を体験できる場として、認定農業者の協力のもと、農産物の収穫体験講座を実施します。
- ・ 生涯にわたって健やかで心豊かな自立した生活を送るため、「食育推進計画」に基づき、生産から食卓までの食のつながりを意識した食育や各年代に応じた食育を推進します。
- ・ 朝市、産業まつりの開催等を通じて、生産者とのふれあいの場を提供し、市内で生産された農作物の地産地消及び販路拡大を促進します。
- ・ 森林保全を行っているNPOやボランティア団体への支援や森林ボランティア養成講座を開催するなど、里山の手入れや保全活動を支援します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
農業振興地域整備計画事業	「農業振興地域整備計画」に基づき、計画的な土地利用と優良農地保全を推進します。	産業振興課
農業経営基盤強化促進事業	認定農業者を育成し農業経営の効率化、安定化、規模の拡大を推進します。	産業振興課
食育推進事業	「食育推進計画」に基づき、食育を推進します。	産業振興課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
認定農業者数	市内の認定農業者（団体）の数	29件	35件

期待される役割

市民	四街道市産の農産物を購入、消費する。 森林保全活動などのボランティアに参加する。
地域	森林保全活動に協力する。

40

みんなで地域づくりの推進

施策分野【みんなで地域づくり】

施策40 みんなで地域づくりの推進

現況と課題

- ・ 本市は、市政に参加・協働するための仕組みを整え、真に市民による市民のための地域社会を実現する、市民自治のまちづくりを推進しています。
- ・ まちづくりの基本理念である「みんなが主役のまちづくり」を進めていくためには、市民をはじめとしたさまざまな主体の連携や協働が必要です。今後も、これらの活動をさらに活性化し、地域の課題解決に結びつけていくことが必要です。
- ・ 市民協働を推進するため、みんなで地域づくりセンターの機能を活かし、地域づくりを担う主体と行政との連携や協力を促進し、魅力ある地域づくりの推進を図っています。
- ・ みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）を活用した団体が、総務省主催の「ふるさとづくり大賞」において、総務大臣賞を受賞するなど、対外的な評価を得ています。今後も制度を活用した団体のサポートや地域づくりの担い手の掘り起こしを継続して実施する必要があります。
- ・ 本市は、市民参加を推進するため、「市民参加条例」の制定以降も、パブリックコメントの実施の義務化や市民提案手続の年齢要件の緩和など市民参加の機会拡大に努めてきました。一方、参加者の固定化や参加者世代の偏りなどが発生していることから、特に、市の将来を担う若い世代に対する市政への参加を促す取り組みが必要です。

基本方針

- 市民と行政が協力して地域の課題解決に取り組むため、「市民参加条例」を適正運用し、市民参加を促進するとともに、「みんなで地域づくり」における活動の活性化・拡大を支援します。

具体的な取り組み

(1) みんなで地域づくり活動の推進

- ・ 「みんなで地域づくり指針」に基づき、みんなで地域づくりセンターを中核とした地域づくりを推進します。また、活動団体同士の連携を深め、地域課題への対応力の向上を図ります。
- ・ みんなで地域づくりセンターの機能を強化するため、コーディネーターの確保・育成に努めます。
- ・ 市民団体が提案した事業を支援するみんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）の円滑な運営を図ります。
- ・ みんなで地域づくりセンターによる地域づくりのための学びの場の提供と、地域資源の活用を図ることのできる、地域づくりの担い手の取り組みを支援します。

(2) 市民参加の促進

- ・ 「市民参加条例」を適正に運用し、市民参加を促進します。特に、若い世代の市民参加を促進するため、市ホームページ、SNS 等を活用した情報発信を行います。また、中学生模擬議会の開催など、さまざまな手法により市政への関心を高め、市民参加の機会拡充に努めます。
- ・ 市政やまちづくりに関する市民の意向を把握し、政策等に反映させるため、定期的に市民意識調査を実施します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
コラボ四街道事業	市民団体が暮らしのなかで生まれたアイデアあふれる事業を提案し、自主的に、または市と協力して事業を行います。	シティセールス推進課
市民参加推進事業	「市民参加条例」に基づき、市民参加手続の実施予定の公表や市民提案手続などを行います。	シティセールス推進課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
「コラボ四街道」による協働事業延件数	コラボ四街道事業で採択された協働事業の延件数	41 件	76 件

期待される役割

市民	地域活動や市のまちづくりに自発的に参加し協力する。
地域	地域の市民に、地域活動やまちづくりへの関心を喚起する。また、多世代が交流できるイベントを企画し、実施する。
事業所	地域活動や市のまちづくりに自発的に参加し、事業所ごとに持つ専門的知識を活用する。

41

コミュニティ活動基盤の整備

施策分野【みんなで地域づくり】

施策41 コミュニティ活動基盤の整備

現況と課題

- ・ 都市化などにより近隣づきあいの希薄化が進む一方、核家族化や高齢化の進行に伴う地域で共に支え合う体制づくりの必要性や、東日本大震災や熊本地震を始めとした自然災害の経験から地域の防災活動や防犯活動を担うコミュニティの重要性が再認識されています。
- ・ 本市では、平成30年4月1日現在で86の区・自治会が組織されていますが、加入率は68.9%に留まっており、地域における共助の体制を強化するためにも、加入を促進することが必要です。
- ・ 区・自治会を活性化させるためには、活動やその拠点の整備に対する支援を行うとともに、市や区・自治会相互の連携強化を図る必要があります。
- ・ 市民がふるさと意識を共有し、市民同士の連帯感を生み、子どもや若い世代にふるさと四街道の良さを伝えるイベントを継続的に実施するなど、シビックプライドの醸成を図る必要があります。
- ・ 市民の定住やUターンの促進は、今後も重要な課題となります。市民の定住意識の高揚を図ることはもとより、就職などを機に本市を離れていた若者が再び本市に戻るふるさと意識の醸成が必要です。

基本方針

- 地域住民がお互いに支え合い、協力し合うコミュニティを形成するため、コミュニティ活動や活動拠点の施設整備などを支援するとともに、ふるさと意識の高揚を図ります。

具体的な取り組み

(1) 地域自治活動の活性化

- ・ コミュニティの重要性を啓発し、区・自治会への加入促進を図ります。
- ・ コミュニティ活動が活発に行われるように、区・自治会に対し、財政的な支援のほか、情報提供や助言を行うなど、支援します。
- ・ 区・自治会相互の連絡調整や地域の枠を超えた問題の解決、情報交換などのため、地区連絡協議会を開催します。
- ・ 地縁団体申請に関する相談を受けるとともに、申請に対し審査・認可を行います。

(2) 交流・連携拠点の整備

- ・ 区・自治会が管理・運営する自治会館などの地区集会施設の建設・修繕・備品購入などにかかる経費の一部を支援します。
- ・ 鹿放ヶ丘ふれあいセンターなどについては、指定管理者制度による円滑な管理・運営を行います。

(3) ふるさと意識の高揚

- ・ ふるさと意識の高揚を図るため、市民参加型の祭りである四街道ふるさとまつりを開催します。
- ・ ふるさと寄附制度を活用した、本市への関心やふるさと意識の向上に寄与する取り組みを推進します。
- ・ ふるさと回帰のきっかけやシビックプライドの醸成を図ることを目的とした市民活動に対して支援します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
市民自治組織運営補助事業	区・自治会の運営、お祭りなどの親睦事業などに対して支援します。	自治振興課
コミュニティ施設維持管理事業	区・自治会が管理する集会施設の建設・修繕や備品購入などの一部に対して支援します。	自治振興課
ふるさとまつり事業	四街道ふるさとまつりを開催します。	自治振興課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
区・自治会への加入率	区・自治会に加入している世帯の割合	68.9%	69.0%

期待される役割

市民	区・自治会に加入し活動に参加する。 祭りやイベントに積極的に参加する。
地域	区・自治会活動を行う。 多世代交流の機会をつくる。
事業所	イベントへの参加、協賛など区・自治会活動に協力する。

42

シティセールスの推進

施策分野【シティセールス】

施策42 シティセールスの推進

現況と課題

- ・ 本市では、日本全体の人口が減少するなか、「選ばれるまち」となるため、方策の一つとしてシティセールスの重要性が高まっています。平成26年度に「シティセールス戦略」を策定し、これに基づき「シティセールス推進課」を設置するなどシティセールスの推進に向けた体制を整えました。
- ・ 本市の魅力の一つでもある市民活動を充実させ、今後も活動主体と行政がともに協力して市の魅力の発掘や新たな魅力の創造に取り組み、市内外に発信していく必要があります。
- ・ 本市では、公開番組の共催をはじめ各種イベントを実施していますが、これらのイベント情報を市内外に効果的に発信し、交流人口の増加、にぎわいの創出につなげていくことが必要です。
- ・ シティセールスの取り組みは行政のみならず、事業者や市民一人ひとりが市の魅力や情報を把握し、外に発信することが重要です。また、情報の発信にあたっては、インターネットをはじめとした多様な媒体を活用し、効果的に発信していくことが必要です。

基本方針

- まちの魅力を積極的に発信し、交流人口の増加や定住人口の増加に結びつけるため、また、市民の郷土愛を育むためシティセールスの推進に取り組みます。
- まちのにぎわいを創出するため、市民も来訪者も、ともに楽しめるようなイベントを継続的に開催します。

具体的な取り組み

(1) シティセールス戦略の推進

- ・シティセールス推進体制を維持しながら、定期的な、認知度調査の結果から現況を把握分析したうえで、事業の実施効果を検証します。
- ・「シティセールス戦略」に基づき、魅力の発信と魅力の創出という2つの観点から、さまざまな方策を実施します。また、民間のネットワーク、ノウハウ、スキルの活用も視野に入れた、シティセールス事業を検討し、展開します。
- ・公開番組などの各種イベントを開催し、市外からの交流人口の増加を図ります。
- ・みんなで地域づくり事業提案制度（コラボ四街道）により、市民団体が提案した地域の魅力を創出する事業を支援します。

(2) PR活動の強化・推進

- ・市政よりは、市民に最も身近な広報媒体として、見やすい・わかりやすい紙面づくりに取り組みます。
- ・市ホームページは、情報量の充実を図り、利用しやすいコンテンツづくりに取り組みます。また、SNS等を利用し、積極的に情報発信を行います。
- ・市の情報を積極的にプレスリリースするほか、PRリーフレット・PR動画を制作するなど、市の認知度向上に努めます。
- ・本市の魅力的な地域資源を旅行商品としてパッケージ化し、企画から運営にわたり市民や事業者など、地域内外の多様な主体が関わることで、交流人口の増加を図る観光まちづくりを推進します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
シティセールス推進事業	「シティセールス戦略」に基づいた事業を実施し、実施効果の検証を行い、必要な戦略の見直しを行います。	シティセールス推進課
観光支援事業	着地型旅行商品の企画・運営の支援を行います。	産業振興課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
プレスリリース数	市が発信したプレスリリース延件数	197件	447件

期待される役割

市民	市内で開催されるイベントに参加する。また、市の発信情報を把握し、市民自らが本市の魅力を発信する。
地域	市内で開催されるイベントの運営支援に協力する。
事業所	市内で開催されるイベントの運営支援への協力や四街道の名産品の開発に協力する。

43

計画的・効率的な行政運営の推進

施策分野【行財政運営】

施策43 計画的・効率的な行政運営の推進

現況と課題

- ・ 社会経済情勢が変化を続けるなか、市民の行政サービスに対するニーズは多様化、複雑化してきています。限られた財源のなか、増加する行政需要に対して、弾力的かつ的確に対応できる効率的な行政運営が必要です。
- ・ 本市では、これまで「行財政改革推進計画」に基づき、民間活力の導入や職員数の適正化など、効率的かつ効果的な行政運営に努めてきました。今後も限られた財源や資源を有効に活用していくため、計画、行政評価、予算編成を一体的に管理するマネジメントサイクル（PDCAサイクル）の考え方に基づく運営と、職員一人ひとりの意識改革や政策形成能力、専門実務能力のさらなる向上が必要です。
- ・ 高度情報化社会の進展に伴い、本市においても情報通信ネットワークの基盤整備を進めてきました。今後も、情報技術の進展に合わせ、市民サービス向上のための更新や改修を進めていくことが必要です。
- ・ 窓口における行政サービス向上を図るため、総合窓口を開設しています。また、平日に来庁が困難な市民への対応として第2・第4日曜日の開庁サービスを実施しています。今後も、多様化するライフスタイルに対応した市民サービスの充実が必要です。
- ・ 本市は、「情報公開条例」及び「個人情報保護条例」により、情報公開や個人情報の保護の適切な運営に努めています。今後も、市政に関する情報を的確に発信する透明性の高い市政運営と情報通信技術の高度化に対応した個人情報の保護・管理が必要です。
- ・ 国、自治体などが保有する公共データの活用に対する社会の期待の高まりから、本市でのみ利用されているデータを社会で効果的に利用できる環境の整備が必要です。
- ・ 全国的に、人口減少・財政難等、まちづくりを取り巻く環境が悪化するなか、行政の効率的な運営と市民サービスを持続的に提供していくためには、1つの自治体で担うことが困難となってきたサービスの広域的な連携を検討する必要があります。

基本方針

- 多様な行政需要に応えるため、計画的かつ効率的な行政運営に取り組んでいきます。また、行政運営の透明性を高め、市政に関する情報の公開・提供を積極的に進めます。

具体的な取り組み

(1) 計画行政の推進

- ・ 総合計画の進行管理と行政評価、予算編成を関連づけ、PDCAサイクルに基づく計画的な行政運営を推進します。

(2) 事務執行体制の充実・向上

- ・ 限られた行政資源のなかで、質の高いサービスを提供していくため、組織・機構の一層の効率化を図るとともに、職員の意識改革と政策形成能力向上や専門性向上のための研修を実施するなど、課題に対応できる組織体制を整えます。
- ・ 「情報化推進計画」を推進し、高度情報化社会に対応した情報基盤を構築していきます。
- ・ 住民福祉向上に向けた事務執行体制の維持・向上を図ります。

(3) 市民窓口サービスの向上

- ・ 市民窓口サービスについては、各種証明書の発行の充実を図るほか、平日に来庁が困難な市民への対応など、利用者の目線でサービスの充実を図ります。

(4) 情報公開の充実・個人情報の保護

- ・ 「情報公開条例」、「個人情報保護条例」等に基づき、市民が利用しやすい情報公開制度の運用と、個人情報の適切な保護を図ります。また、「情報の公表の推進に関する指針」に基づき、市政に関わる情報の公表を推進します。
- ・ 行政が保有するデータを民間企業などが有効に活用できるよう、加工・分析に適したオープンデータとして提供します。

(5) 広域的な行政運営の推進

- ・ 効率的な行政運営と持続可能な市民サービスを提供していくため、周辺自治体や大学・民間企業等と連携した取り組みを進めます。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
総合計画推進事業	適切な進行管理等を行い、総合計画の推進を図ります。	政策推進課
住民情報業務運営事業	住民情報や税情報など住民に関わる情報システム等の維持管理を行います。	情報推進課
窓口証明交付事業	各種証明書の発行と利便性の高い市民窓口サービスを提供します。	窓口サービス課
オープンデータ推進事業	行政が保有するデータを民間企業などが有効に活用できるよう、加工・分析に適したオープンデータとして提供します。	政策推進課
広域行政事務推進事業	周辺自治体や大学・民間企業等と連携した取り組みを進めます。	政策推進課

期待される役割

市民	行政運営に関心を持ち、市民参加機会を通じて意見を提出する。
地域	行政運営に関心を持ち、市民参加機会の情報を地域の市民に周知する。
事業所	行政運営に関心を持ち、市民参加等の情報を事業所内に周知する。

44

健全な財政運営の推進

施策分野【行財政運営】

施策 44 健全な財政運営の推進

現況と課題

- ・ 地方財政が極めて厳しい状況の続くなか、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加、市民に身近な社会資本の整備・更新など、さまざまな財政需要への対応が必要です。
- ・ 本市では、昭和60年度に「行財政改革推進計画」を策定して以降、計画に基づき、経常的な経費の抑制と財源の確保に努めています。また、平成26年度の経常収支比率の悪化を受けて、全庁的な体制のもと、さらなる経常経費の削減を計画的に推進し、経常収支の改善に取り組んでいます。
- ・ 本市の財政状況は、財政健全化法に基づく実質公債費比率などの財政指標は健全な状況にありますが、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、平成26年度以降、高い数値で推移しており、財政構造の硬直化した状態が継続しています。
- ・ 税収等の大きな増加が期待しにくいなか、扶助費などの社会保障関係経費の伸びが継続することに加えて、公債費が増加する見通しであることから、持続可能な財政運営を維持していくため、歳入確保、歳出削減の取り組みが必要です。
- ・ 市が管理する建築物の多くは、建設後30年以上を経過しており、修繕費用の発生など、維持管理費用の増大が懸念されています。今後は、これらの資産について、適正な管理・修繕に努めるとともに、総合的に有効活用を図るファシリティマネジメントの考え方による運営管理が必要です。

基本方針

- 質の高い行政サービスを、将来にわたって持続的に提供できる行政運営を行っていくため、歳入規模に応じた財政運営を堅持するとともに、徴収率の向上、市有財産の有効活用等、効率的・効果的な方法により財源の確保を図ります。

具体的な取り組み

(1) 財源の確保

- ・ 課税客体の正確な把握及び賦課、徴収率の向上に努めるほか、滞納者に対する適正な対応により税収の確保に努めます。
- ・ 未利用地については売却や貸付も視野に入れ、新たな財源の確保に努めるほか、交付金・補助金などの有効活用や広告料収入の拡大に取り組みます。また、新たな資金調達方法について検討します。

(2) 効率的財政運営

- ・ 「行財政改革推進計画」に基づき、環境の変化に的確に対応できる効率的・効果的な行財政運営を推進します。
- ・ 経常収支を改善し持続可能な財政運営を維持するため、全庁的な体制のもと、毎年度事業の見直しを行い、計画的な歳入確保・歳出削減に取り組みます。
- ・ 緊急性の高い大型事業による公債費の増加に対応するため、普通建設事業を抑制し市債発行額を抑えることで、後年度の公債費負担の軽減を図ります。

(3) ファシリティマネジメントの推進

- ・ ファシリティマネジメントの考え方に基づき、公共施設の保全費用の削減やエネルギー等のコスト削減に努め、将来的な財政負担の軽減や歳出予算の平準化を図ります。
- ・ 公有地については、有効活用も含め適切な管理を行います。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
広告事業	広告媒体の選定、広告内容・事業者の審査を行います。	管財課
行財政改革推進事業	「行財政改革推進計画」に基づき、計画的な行財政改革を推進します。	行革推進課
ファシリティマネジメント推進事業	「ファシリティマネジメント基本方針」に基づき、土地・施設・設備など市有財産の一元管理、有効活用の徹底を図ります。	管財課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
市民税等の収納率	市民税等の現年度分の収納率	98.5%	98.9%
経常収支比率	$(\text{経常経費充当一般財源等}) / (\text{経常一般財源等} + \text{減収補てん債} + \text{臨時財政対策債}) \times 100$	97.4%	95.0%

期待される役割

市民	納税の義務を果たすとともに、市の財政運営に関心を持つようにする。
事業所	納税の義務を果たすとともに、企業PRに市の広報媒体（広報誌、市ホームページなど）を利用する。

45

男女共同参画社会づくりの推進

施策分野【共生社会】

施策 45 男女共同参画社会づくりの推進

現況と課題

- ・ 平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、あらゆる分野で男女がともに参画する社会を形成するための取り組みを国、地方公共団体において進めていく必要があります。
- ・ 本市では、平成15年度に「男女共同参画推進計画」を策定して以降、計画的に各施策を推進してきました。平成28年度に実施した市民意識調査では、男女共同参画社会の推進を含む施策分野「共生社会」が、他の施策分野と比べ、低いものと評価されていることから、男女共同参画に対する一層の意識の向上が必要です。
- ・ 男女共同参画社会の推進にあたっては、固定的な性別役割分担意識の問題や男女間の暴力などによる人権侵害への対応が必要です。
- ・ 本市の政策・方針決定等への女性の参画については、「審議会等に関する指針」に基づく取り組みにより、審議会への女性登用率が平成29年度末で27.3%となっており、政策決定の場における男女共同参画のさらなる推進が必要です。
- ・ 女性のさらなる社会進出を図るため、女性の職業生活における活躍の推進が必要です。

基本方針

- あらゆる分野で男女が平等な立場で参画できる社会を実現するため、「男女共同参画推進計画」に基づき、各種施策を総合的・体系的に進めます。

具体的な取り組み

(1) 男女共同参画意識の醸成

- ・ 「男女共同参画推進計画」に基づき、男女共同参画施策を総合的・体系的に推進します。
- ・ 男女共同参画に関する意識の向上を図るため、男女共同参画をテーマとした講座等を開催する男女共同参画フォーラム実行委員会を支援します。
- ・ 男女共同参画に関する各種情報について、市ホームページへの掲載や広報紙の発行などによる周知・啓発に努めます。
- ・ 男女間の暴力発生を防止するため、「四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会（通称：CAMPY）」の活動を強化するとともに、DV防止の啓発に努めます。

(2) 女性の社会参加促進

- ・ 「審議会等に関する指針」に基づき、審議会・委員会への女性委員の登用を推進します。
- ・ 女性の社会参加を促進するため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。
- ・ 女性の就業を促進するための講座を開催します。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
男女共同参画推進事業	「男女共同参画推進計画」に基づき、各施策を計画的に推進するとともに、進行管理を行います。	政策推進課

施策指標

指標名	指標の説明	現況値	目標値
男女共同参画フォーラム参加者数	男女共同参画フォーラム参加延人数	78人/年	100人/年

期待される役割

市民	男女共同参画に関する講座等に積極的に参加し、男女共同参画に対する理解を深める。
地域	自治会等においても、男女共同参画の考え方に基づいた運営に努める。
事業所	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスを考慮した取り組みの推進に努める。

46

国際化への対応

施策分野【共生社会】

施策46 国際化への対応

現況と課題

- ・ 2020年に開催されるオリンピック・パラリンピックや成田空港の機能強化が進められるなど、海外とのつながりが今まで以上に強まることが予想され、地域の国際化への対応がより一層必要です。
- ・ 本市では、平成23年度に「四街道市国際交流協会（通称：YOCUCA）」が設立され、ボランティアにより運営されています。本市の外国人人口は増加傾向で推移しており、平成29年には、約2,100人を超えています。
- ・ 社会のグローバル化が進むなか、市内に暮らす外国人が、地域で安心して暮らせるよう支援が必要です。
- ・ 本市は、昭和52年にリバモア市（米国）と姉妹都市提携を締結して以来、さまざまな交流事業を実施しており、中学生による短期交換留学では、平成29年度までに304名を派遣するとともに、リバモア市から291名の受け入れを行いました。今後も国際感覚に優れた人材の育成のため、継続的な実施が必要です。
- ・ 本市では、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を願い、昭和58年に、「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。今後も、市民一人ひとりの平和意識の高揚を図るため、平和の大切さを継続して啓発することが重要です。

基本方針

- 市民の国際理解を深めるため、異文化を理解し、地域とともに暮らせる環境づくりに取り組みます。
- 平和意識を高めるため、「核兵器廃絶平和都市宣言」を踏まえた啓発活動を実施します。

具体的な取り組み

(1) 国際交流の推進

- ・ 国際交流の中心的役割を担う国際交流協会と連携し、市民が主体となっていく事業を支援します。
- ・ 関係機関等と連携し、市内に暮らす外国人の日常生活などにおける支援体制を整備します。
- ・ 姉妹都市リバモア市との短期交換留学制度を継続して実施します。

(2) 平和意識の高揚

- ・ 原爆写真パネル展や市民団体が行う平和活動への支援などを行うとともに、「核兵器廃絶平和都市宣言」を周知するなど、平和意識の高揚を図ります。

取り組みごとの主な事業

事業名	内容	担当課
国際交流事業	国際交流協会と協力し、市内に暮らす外国人のサポートを行います。また、姉妹都市リバモア市との短期交換留学を実施します。	シティセールス推進課
平和関連事業	市民団体の活動支援、平和都市宣言モニタリングの管理、原爆写真パネルの展示などを行います。	総務課

期待される役割

市民	市内に暮らす外国人のサポートや、交換留学生の受け入れ先として協力する。
地域	区・自治会活動で市内に暮らす外国人を受け入れる。
事業所	市内に暮らす外国人に配慮した多国語表記に努める。